

元気・いきいき・いつも現役

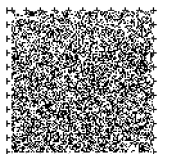
# 第7次岡谷市高齢者福祉計画

平成27年度～平成29年度

2015—2017

長野県岡谷市

---





# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の趣旨.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画の性格と位置づけ.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 策定の方法.....	2
2. 岡谷市の福祉と個別計画の関係.....	3
(1) 岡谷市の福祉の基本的な考え方.....	3
(2) 個別計画との関係.....	5
3. 第6次岡谷市高齢者福祉計画の進捗状況.....	6
(1) 取り組み内容.....	6
(2) 進捗状況.....	6
<b>第2章 高齢者をめぐる岡谷市の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1. 総括.....	9
2. 岡谷市の現状.....	10
(1) 岡谷市の人口と高齢化率の推移.....	10
(2) 地区別人口の状況.....	12
(3) ひとり暮らし高齢者数・高齢者だけの世帯の推移.....	13
(4) 要介護・要支援認定者数.....	14
(5) 介護サービス利用者数.....	16
(6) 介護サービス別の利用状況.....	17
3. 市民アンケート調査結果.....	18
(1) 高齢者の居住状況について.....	18
(2) 介護・介助者の性別・年齢について.....	19
(3) 健康について.....	20
(4) 困ったときの相談相手について.....	21
(5) 希望する介護サービス.....	22
(6) 認知症について.....	25
(7) 意見・要望.....	26
<b>第3章 計画の方針</b> .....	<b>28</b>
1. 計画の基本理念.....	28
(1) 個人としての尊厳.....	29
(2) 多様なライフスタイルを可能にする自立支援.....	29
(3) 社会の資産としての高齢者への支援.....	29
(4) 男女共同参画の視点.....	30
2. 計画の基本指標等.....	30
3. 施策体系.....	31

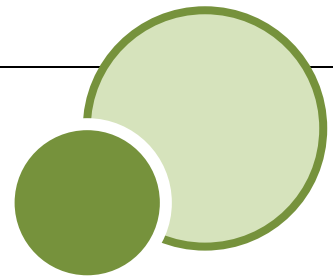
**第4章 推進する施策..... 33**

基本目標1 いきいきと暮らし続ける..... 33  
基本目標2 共に繋がり、共に支えあう..... 39  
基本目標3 予防・改善支援対策の充実..... 43  
基本目標4 安全・安心のまちづくり..... 48  
基本目標5 介護保険事業の広域運営..... 52  
基本目標6 計画の推進..... 53

**第5章 介護保険事業..... 54**

1. 計画策定にあたって..... 54  
2. 高齢者人口の推計..... 57  
3. 要支援・要介護認定者数の推計..... 60  
4. 地域包括ケア体制の充実..... 61  
5. 介護保険事業の適正かつ円滑な運営..... 63  
6. 地域支援事業の推進..... 66  
7. 介護保険給付費の推計..... 70

**資料編..... 73**



## 1. 計画の趣旨

### (1) 計画策定の背景

すべての市民が、それぞれの高齢期を豊かで楽しいものにするためには、自らが健康を維持し、地域社会と関わりながら、生きがいを持って暮らせることが重要です。

そして、支援が必要になった時には、行政や関係団体、地域が連携をしながら、その人にとってよりよい支援を提供することが重要です。

少子高齢化の急速な進行や核家族化による家庭機能の変容、価値観や生活様式が多様化するなかで、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯、認知症高齢者の増加、さらに繋がりや関わりを持たない高齢者が増加するなど、高齢者を取り巻く環境は変化しています。

高齢社会における複雑多岐にわたる課題に対し、行財政の効率的な運営、民間活力の利用、地域や関係機関との連携強化など、社会全体で高齢者を支えるための環境を整備しながら、特に支え手となる高齢者の育成支援を進めることも重要になっています。

2025年、後期高齢者2,000万人時代に向けて、国では持続可能な介護保険制度とするための大きな改革が進められています。元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、隙間なく地域で支えあい、尊厳をもって住み慣れた地域で生涯を全うするための医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築に向けて諏訪広域連合第6期介護保険事業計画と一体となって策定するものです。

### (2) 計画の性格と位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、諏訪広域連合第6期介護保険事業計画との整合を図りながら、今後の本市の総合的な高齢者施策を示すものです。

また、第4次岡谷市総合計画後期基本計画をはじめ、第3次岡谷市地域福祉計画など本市の関連する諸計画と整合を図り策定します。

〔老人福祉法〕

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

〔介護保険法〕

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本方針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### (3) 計画の期間

本計画は平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間とします。

### (4) 策定の方法

本計画は、本市の保健福祉及び医療の関係団体の代表者、有識者、一般市民（公募）等による「岡谷市地域福祉支援会議」及び部会において審議し、意見・提言を受けました。

また、庁内策定組織として、関係部局の部長、課長等による策定委員会を設置し、計画内容の審議及び策定を行いました。このほか、65歳以上高齢者1,000人を対象にしたアンケート調査等を通じて実態把握をしたほか、現計画の検証を行い、計画策定の基礎資料としました。

## 2. 岡谷市の福祉と個別計画の関係

### (1) 岡谷市の福祉の基本的な考え方

#### ①市民が参加し、創造する福祉へ

岡谷市の福祉は、「すべての市民が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく自立した生活を送ることができるように、行政と地域が連携して支援すること」を理念として掲げ、「与えられる福祉」から「市民が参加し、創造する福祉」へと転換を図ります。

#### ②自助<sup>※1</sup>、互助<sup>※2</sup>、共助<sup>※3</sup>、公助<sup>※4</sup>の連携・融合

市民が参加し創造する福祉へ転換を図るために、市民自らが自立する「自助」、近隣の助けあいなどによる「互助」、ボランティア団体や各種の団体などによる相互扶助の「共助」、自助を保障し互助や共助を生かす「公助」がそれぞれの役割を担い、相互に連携・融合する地域づくりを進めます。

#### ③地域の福祉力を高める

身近な地域でこそ、的確なニーズの把握や迅速な解決が可能であるという考え方に立ち、各地域が特色を持った「福祉コミュニティ（共同社会）」を形成します。

福祉コミュニティと行政機関が連携を保ちながら協働し、地域により取り組まれる避難行動要支援者への支援体制づくりを柱とした実践活動を通して地域の福祉力を高めていきます。

#### ④市民との協働

行政は、市民が主体的に取り組む地域活動を支援する立場として環境整備に努めるとともに、プライバシーの保護に配慮しながら市の情報の開示を進め、市民との協働を目指します。

---

※1自助：他人の力によらず、自らの力だけで課題を解決すること。自助努力だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。

※2互助：当事者の周囲にいる近い人が、自身の発意により手をさしのべること。家族や友人、近所の人たちによる自発的な関わり。「向こう三軒両隣」。

※3共助：地域で組織化されている区や地区の各種団体等による支援。

※4公助：さまざまな公的サービスにより、個人では解決できない生活諸問題に対処する。行政による支援。行政は、市民の自助努力や地域での支えあいができる環境整備を行い、市民の地域活動をあらゆる側面から支援する。

## ⑤健康の保持増進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、家族や地域、医療機関、保育園・幼稚園、学校、職場、行政等が一体となって、健康づくり活動を支援することで、市民総参加の福祉のまちづくりに取り組むための土台づくりを進めるとともに、健康を維持するための望ましい食習慣の定着に向けた食育<sup>\*</sup>の推進を図ります。

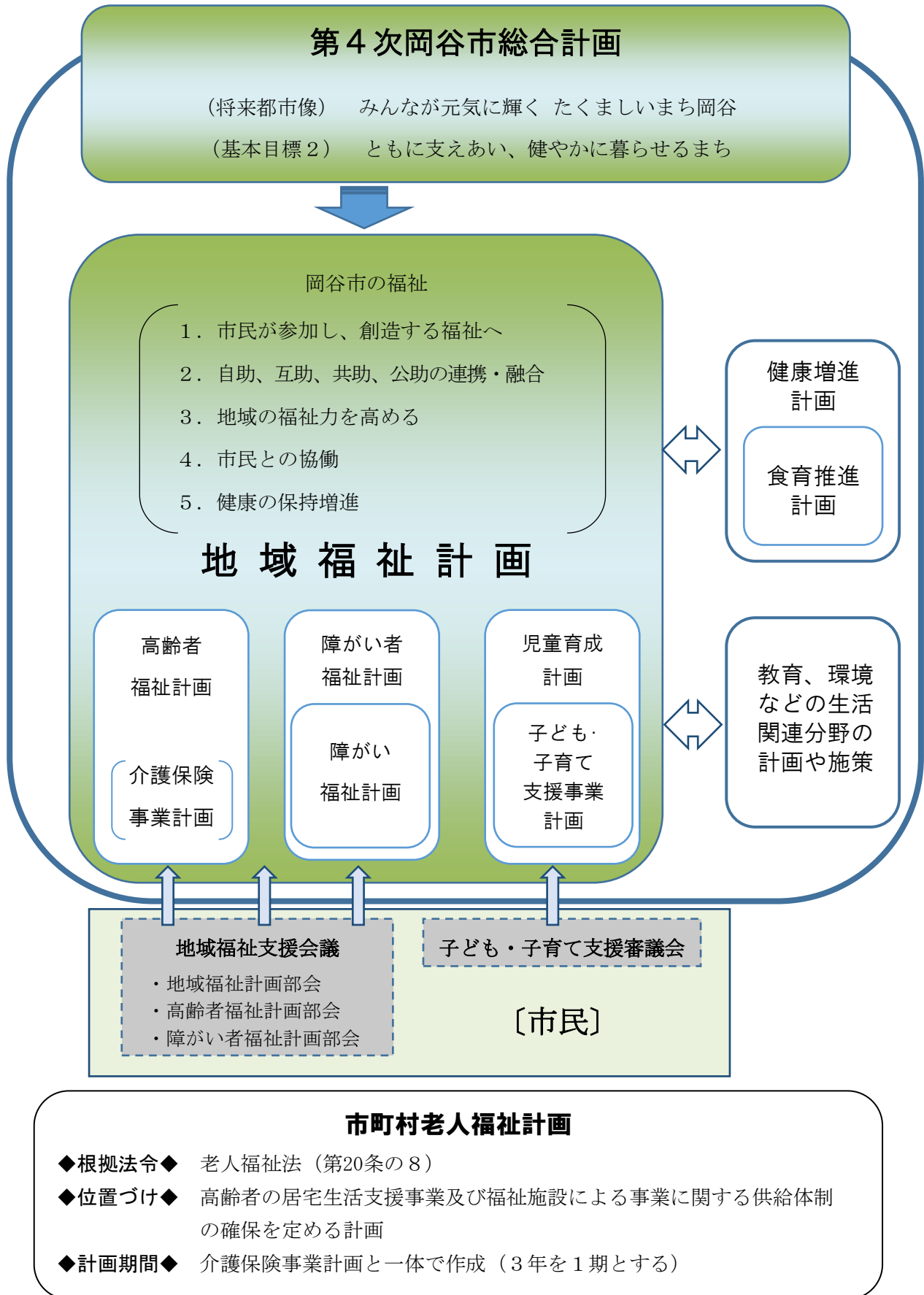
---

<sup>\*</sup>食育：生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。



## (2) 個別計画との関係

岡谷市の福祉については、各分野で策定された個別計画により成り立ちますが、図で示すと、以下のようになります。



### 3. 第6次岡谷市高齢者福祉計画の進捗状況

#### (1) 取り組み内容

「第6次岡谷市高齢者福祉計画」では、『元気・いきいき・いつも現役』をキャッチフレーズに、①自立した生活を目指して、②共に支えあうまちを目指して、③支援対策の充実、④安全・安心のまちを目指して、⑤介護保険事業の広域運営、⑥計画の推進の6つの基本目標を掲げ、具体的な施策を展開しました。

介護保険事業については、「諏訪広域連合第5期介護保険事業計画」に基づき、保険者である諏訪広域連合と連携し、安定的な運営に努めました。

#### (2) 進捗状況

総体的には、おおむね計画どおりに進捗していますが、高齢化の進行とともに、高齢者だけで生活する世帯が増加してきている中で、新たな課題や改善を必要とする課題が出ています。

##### ①自立した生活を目指して

自立した生活を送るためには、健康を保ち、社会とかかわりながら、生きがいを持って生活できる社会を確立していくことが重要であることから、日常生活のなかでの健康づくりに積極的・自主的に参加できるよう、あらゆる機会や媒体を利用しながら普及・啓発に努めるとともに、地域の身近な場での学習会等を開催し健康づくりの支援に努めました。同時に医療機関との連携強化を図り、新病院の開院に向けた整備を行いました。

またボランティア登録等により、高齢者の知識・技術等を教育の場や地域に還元できる環境づくりや、就業機会等の拡大に向けた支援を行い、社会参加の機会の提供に努めるとともに、地域の公会所等で実施する生きがいデイサービス事業の拡充や、高齢者向け出前講座等を開催し、生涯学習の促進を図り、生きがいづくりの支援に努めました。

高齢社会が進行し、年齢に関係なく元気に活躍し続ける方も多く、働く世代を総称する「現役世代」の範囲も広がってきているなかで、自ら社会貢献できることも元気であり続けられる要因のひとつであることから、生きがいを持つことにもつながっていく社会参加の場の提供が、益々求められています。

また健康寿命の延伸が課題であり、疾病を予防し、健康はつくるものという意識の普及をするため、わかりやすい情報の提供をしていくとともに、地域間の情報共有・連携を図りながら、より多くの健康づくりを实践できる事業展開が必要です。地域課題を把握し、実情に合わせた活動支援を行いながら、地域住民の交流・仲間づくりをし、地域や人と繋がる貴重な機会として事業を推進していく必要があります。

## ②共に支えあうまちを目指して

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる日常生活圏域内で、地域が支えあえる地域サポートセンターの充実や、各区の自主防災組織による防災訓練等を通じて防災意識の啓発を行うとともに、地域の子どもたちと交流する機会を提供して、福祉コミュニティの形成推進に努めました。

日常生活のなかで、共に繋がりあい見守ることのできる体制を構築するため、地域での要援護高齢者把握のなかで、近隣者等による見守り協力者登録を推進するとともに、災害時要援護者の支援マップを作成し、地域の安全・安心体制の強化充実に努めました。また認知症を正しく理解してもらい、本人・家族・地域等が一体になって支えていくことができるように、認知症サポーター養成、相談・支援体制の充実に努めました。

ひとり暮らし高齢者、高齢者だけの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、地域で繋がりあえる体制づくりがますます重要になってくることから、関係機関が情報を共有しながら、連携し支えあえる仕組みを強固なものにしていく必要があります。

## ③支援対策の充実

窓口・電話・訪問等を通じて寄せられる高齢者からの様々な相談に応じながら、広域連合や関係機関との連携を図り、サービスの提供や問題解決に向けた支援を行うとともに、介護予防の推進に向け、予防教室等を実施し、地域における自発的介護予防活動の育成・支援や、講演会・広報等による介護予防知識の普及啓発に努めました。

要介護・要支援状態になるおそれの高い生活機能の低下した状態にある高齢者を把握し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防のための予防事業を行うとともに、介護予防ケアマネジメントによる支援を行い機能の改善を図りました。またひとり暮らし等で支援を必要とする高齢者や、家庭で介護する家族に向けた在宅生活継続のための支援対策の充実に努めました。

高齢者を取り巻く環境の変化等により、相談件数が増加するとともに、内容も複雑化し対応の難しいケースが日常化していることから、地域で連携して見守る支援体制の強化が求められています。

また介護予防が重要視されるなかで、一人ひとりが日ごろの活動性を高めながら暮らしを維持し、生活機能低下の防止に努めていくことの大切さを啓発していくとともに、新しい総合事業へのスムーズな移行をするための地域・関係団体や諏訪広域連合との連携強化が必要です。

#### ④安全・安心のまちを目指して

高齢者が安心して生活できるように、道路、公共施設、公共交通機関、居住環境等の整備を図りました。

消費生活の安定と向上のための相談体制の充実、交通安全対策、防災・防火対策の推進に努めました。

福祉タクシーについては、現在の運行形態を基本としながら、さらに利用者の利便性に配慮した運行方法を検討していく必要があります。

多発・高額化する振り込め詐欺や、複雑化・専門化する悪質商法から高齢者を守るため、専門性の高い相談員の育成が求められるとともに、関係機関との連携をより深めることが必要です。また災害時の支援体制を整えることが困難な地域や要支援者登録が難しい集合住宅等に対する工夫も課題となっています。

#### ⑤介護保険事業の広域運営

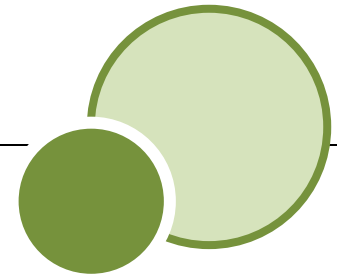
「第5期介護保険事業計画（計画期間：平成24年度から26年度）」に基づき、保険者である諏訪広域連合と連携し、安定的な運営に努めました。

#### ⑥計画の推進

市民総参加による福祉の輪を広げるため、市民、団体、事業者、ボランティアなどに理解と協力を求め、計画推進のための連携強化に努めました。

また、男女共同参画の意識啓発、地域福祉力の向上に努めました。

## 第2章 高齢者をめぐる岡谷市の現状と課題



### 1. 総括

平成26年4月1日現在の本市の人口は50,826人で、このうち高齢者人口は15,896人となり、高齢化率は31.3%となっています。この数値は、全国平均の25.6%や長野県平均の28.9%を上回っており、県下の状況と比較すると19市の中では3番目に高い数値となっています。また75歳以上の後期高齢者の数は8,180人となり、高齢者人口の半数以上を占めています。

第6期介護保険事業計画の策定過程で示された諏訪広域の将来推計人口では、高齢者人口は平成32年頃まで増加し、その後減少に転じるものと予想されています。また、平成37年頃には団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者数が多くなるものと予想されています。本市においては、高齢者人口が平成31年頃まで増加し、平成36年頃に後期高齢者数が最も多くなると予想されており、諏訪広域全体よりも若干速いペースで進んでいます。

こうした状況において、本市では健康寿命の延伸に向けた健康づくり（健康増進計画）への取り組みや介護予防事業を推進していますが、支援を必要とする高齢者〔高齢者だけの世帯（ひとり暮らしを含む。）〕が増加する状況において、相談・支援内容が複雑となり、解決までに時間を要するケースや解決が困難なケースも少なくないことから、介護保険サービスをはじめ地域や民生児童委員、介護保険事業者等と連携した地域包括ケアの推進が重要となっています。

特に認知症の人とその予備群を合わせた人口が全国で800万人を超えた現在、認知症についての正しい理解と、認知症の人とその家族を地域で支えていくことのできる環境づくりが必要です。さらに成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の早期発見、保護、防止など、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業も重要です。

一方、元気高齢者の社会参加への支援も、地域で支えあうまちづくりに欠かすことのできない重要な要素となっています。介護保険や医療保険の枠組みだけでは解決できない今後の高齢者施策を進めるためにも、元気高齢者が「支える側」として社会参加できる環境を整える必要があります。

国においては「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、一部が施行され、介護保険制度も大きな改正が行われようとしています。とりわけ「地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）」を推進することが求められています。

## 2. 岡谷市の現状

### (1) 岡谷市の人口と高齢化率の推移

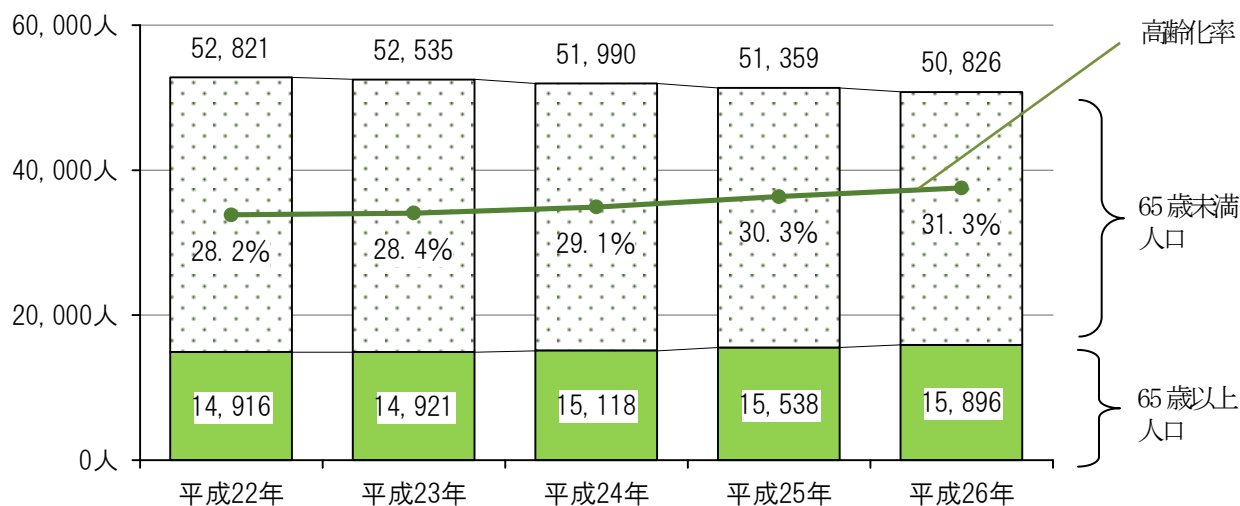
長野県の毎月人口異動調査によると、岡谷市の総人口は、平成22年以降ゆるやかな減少傾向にあり、平成26年では50,826人となっています。一方、高齢化率（人口に対する65歳以上人口の割合）は増加傾向にあり、平成25年に30%を超え、平成26年では31.3%となっています。

【総人口・65歳以上人口と高齢化率の推移・75歳以上人口と75歳以上率の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	52,821人	52,535人	51,990人	51,359人	50,826人
65歳以上人口	14,916人	14,921人	15,118人	15,538人	15,896人
高齢化率	28.2%	28.4%	29.1%	30.3%	31.3%
75歳以上人口	7,444人	7,682人	7,857人	8,065人	8,180人
75歳以上率	14.1%	14.6%	15.1%	15.7%	16.1%

資料：長野県 毎月人口異動調査（各年4月1日現在）

【総人口・65歳以上人口と高齢化率の推移】



資料：長野県 毎月人口異動調査（各年4月1日現在）

平成26年の高齢化率は、以下のとおりです。岡谷市は31.3%で、全国、長野県、19市、諏訪広域の高齢化率を上回っています。

【平成26年の全国・長野県・諏訪広域の人口と高齢化率】

	人口	65歳以上人口	高齢化率	75歳以上人口	75歳以上率
全国（統計局確定値）	127,136,000人	32,484,000人	25.6%	15,804,000人	12.4%
長野県	2,109,542人	607,440人	28.9%	320,953人	15.3%
19市	1,678,584人	469,173人	28.0%	245,215人	14.7%
諏訪広域	199,438人	59,238人	29.7%	29,959人	15.0%
岡谷市	50,826人	15,896人	31.3%	8,180人	16.1%
諏訪市	49,968人	13,914人	27.9%	6,896人	13.8%
茅野市	55,515人	15,084人	27.3%	7,248人	13.1%
下諏訪町	20,786人	7,242人	34.9%	3,778人	18.2%
富士見町	14,901人	4,802人	32.4%	2,672人	18.1%
原村	7,442人	2,300人	30.9%	1,185人	15.9%

資料：長野県人口異動調査（平成26年4月1日現在）

【平成23年（第6次計画策定時）の全国・長野県・諏訪広域の人口と高齢化率】

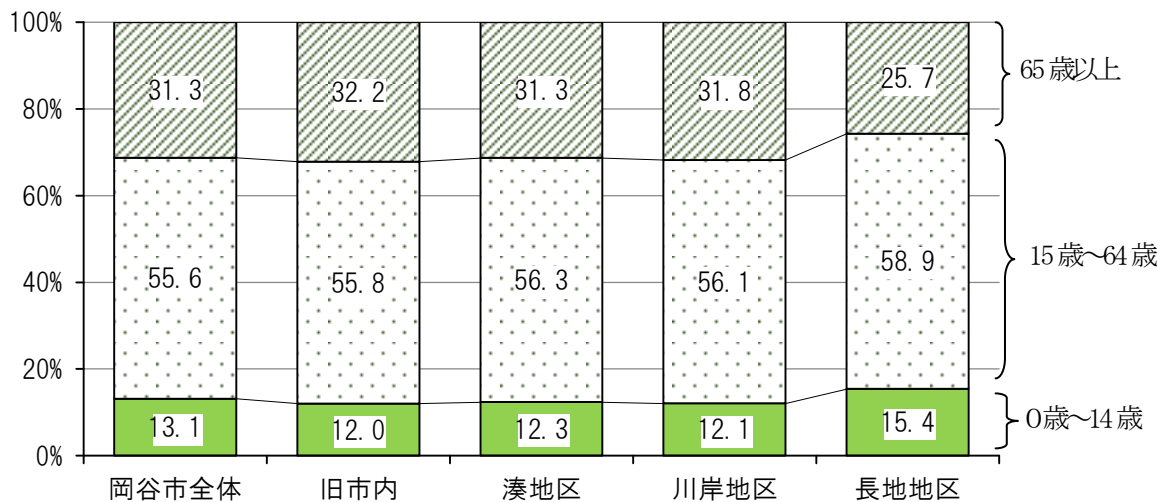
	人口	65歳以上人口	高齢化率	75歳以上人口	75歳以上率
全国（統計局確定値）	127,706,000人	29,630,000人	23.2%	14,640,000人	11.5%
長野県	2,143,394人	568,690人	26.6%	308,080人	14.4%
19市	1,700,935人	437,141人	25.8%	233,744人	13.8%
諏訪広域	203,935人	54,931人	26.9%	28,167人	13.9%
岡谷市	52,535人	14,921人	28.4%	7,682人	14.6%
諏訪市	50,991人	12,920人	25.4%	6,449人	12.7%
茅野市	56,148人	13,611人	24.4%	6,681人	12.0%
下諏訪町	21,457人	6,873人	32.0%	3,598人	16.8%
富士見町	15,270人	4,552人	30.0%	2,651人	17.5%
原村	7,534人	2,054人	27.3%	1,106人	14.7%

資料：長野県人口異動調査（平成23年4月1日現在）

## (2) 地区別人口の状況

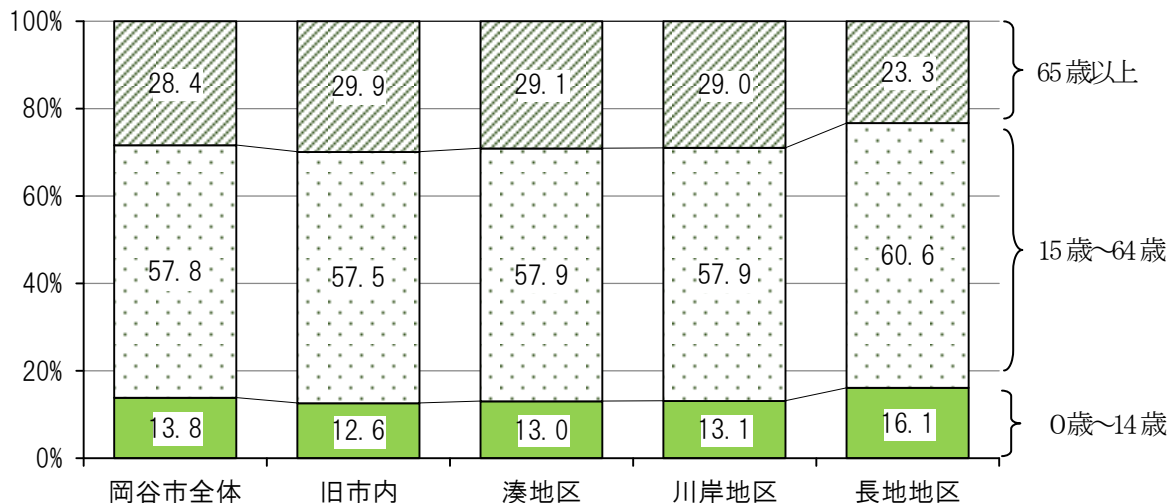
地区別の年齢3区別の人口を割合で示したのが下の表です。人口割合では、第6次高齢者福祉計画策定時（平成23年）と比べ、全ての地域で高齢化率が2ポイント以上上昇し、長地地区以外の地区が30%を超えており、特に旧市内は32.2%となっています。

【平成26年の地区別年齢3区別人口構成比】



資料：岡谷市全体は長野県人口異動調査（平成26年4月1日現在）  
旧市内・湊地区・川岸地区・長地地区は住民基本台帳人口（4月1日）

【平成23年（第6次策定時）の地区別年齢3区別人口構成比】



資料：岡谷市全体は長野県人口異動調査（平成23年4月1日現在）  
旧市内・湊地区・川岸地区・長地地区は住民基本台帳人口（4月1日）



### (3) ひとり暮らし高齢者数・高齢者だけの世帯の推移

高齢者だけの世帯数（ひとり暮らし含む）の推移をみると、平成21年の3,515世帯から平成25年の3,852世帯と、増加傾向（337世帯増、9.6%増）にあります。

特に、ひとり暮らし高齢者数では、平成21年の1,547人から平成25年の1,872人と、大幅に増加（325人増、21.0%増）しています。

【ひとり暮らし高齢者数・高齢者だけの世帯数（ひとり暮らし含む）の推移】

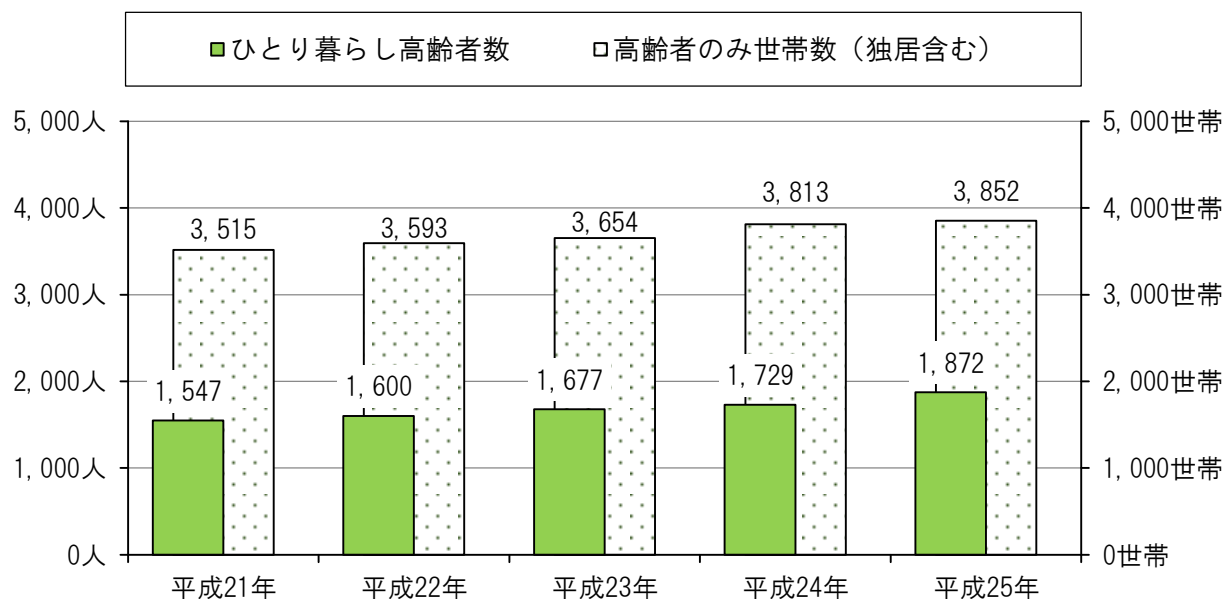
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ひとり暮らし高齢者数	1,547人	1,600人	1,677人	1,729人	1,872人
高齢者だけの世帯数 （ひとり暮らし含む）	3,515世帯	3,593世帯	3,654世帯	3,813世帯	3,852世帯
（参考）住民基本台帳世帯数	20,510世帯	20,479世帯	20,506世帯	20,847世帯	20,798世帯

資料：（各年11月末）

※参考以外は、住民基本台帳上ではなく、生活実態としての数値

※住民基本台帳世帯数は、平成24年から外国人を含む世帯数

【ひとり暮らし高齢者数・高齢者だけの世帯数（ひとり暮らし含む）の推移】



資料：住民基本台帳上ではなく、生活実態としての数値（各年11月末）

（民生児童委員による調査数値に基づいた数値）

#### (4) 要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数の推移をみると、平成22年の2,074人から平成25年の2,517人と、増加傾向にあります。

##### 【被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第1号被保険者数	14,835人	14,858人	15,048人	15,462人	15,817人
要介護・要支援者数	2,074人	2,192人	2,285人	2,385人	2,517人
うち第1号被保険者数	2,017人	2,139人	2,236人	2,330人	2,461人
うち第2号被保険者数	57人	53人	49人	55人	56人
要介護認定率	13.6%	14.4%	14.9%	15.1%	15.6%

※要介護認定率は、第1号被保険者（65歳以上の方）における認定者の出現率（各年3月31日現在）

##### 【要介護・要支援認定者数の推移】

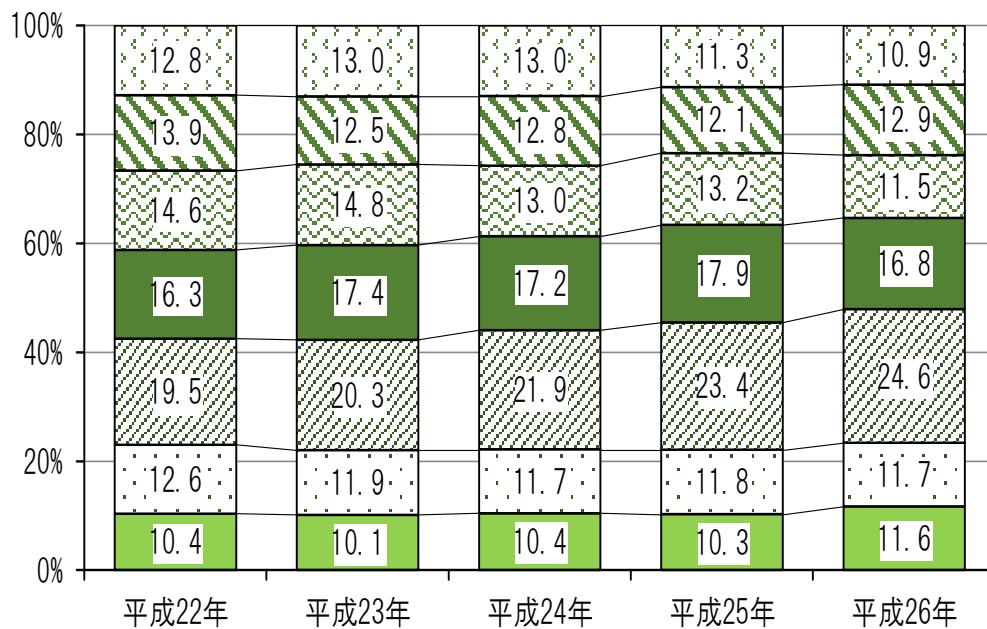
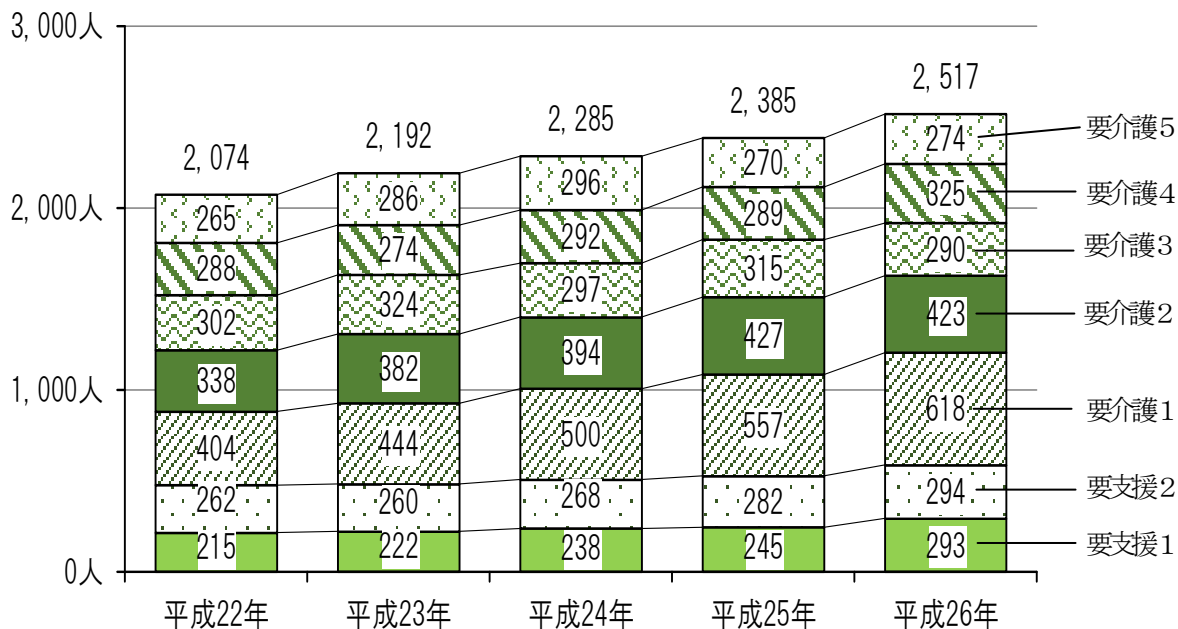
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	215人	222人	238人	245人	293人
要支援2	262人	260人	268人	282人	294人
要介護1	404人	444人	500人	557人	618人
要介護2	338人	382人	394人	427人	423人
要介護3	302人	324人	297人	315人	290人
要介護4	288人	274人	292人	289人	325人
要介護5	265人	286人	296人	270人	274人
合計	2,074人	2,192人	2,285人	2,385人	2,517人

（各年3月31日現在）

##### 【参考】要支援・要介護認定の段階

	本人の状態
要支援1	生活機能の一部に若干の低下が見られるが、介護予防サービスにより改善が見込まれる状態
要支援2	生活機能の一部に低下が見られるが、介護予防サービスにより改善が見込まれる状態
要介護1	疾病や外傷などで、身体状況により部分的な介護が必要な状態 日常生活動作の一部で能力が低下し部分的な介護が必要な状態
要介護2	身の回りの日常生活全般に部分的な介護が必要な状態
要介護3	日常生活動作が著しく低下し、日常生活全般に見守りや介助が必要な状態
要介護4	さらに日常生活動作が低下し、日常生活全般に介護が必要な状態
要介護5	介護なしには日常生活を営むことが不可能な状態

【要介護・要支援認定者数の推移】



※全体を100%とした場合の要介護・要支援認定者数の割合の推移

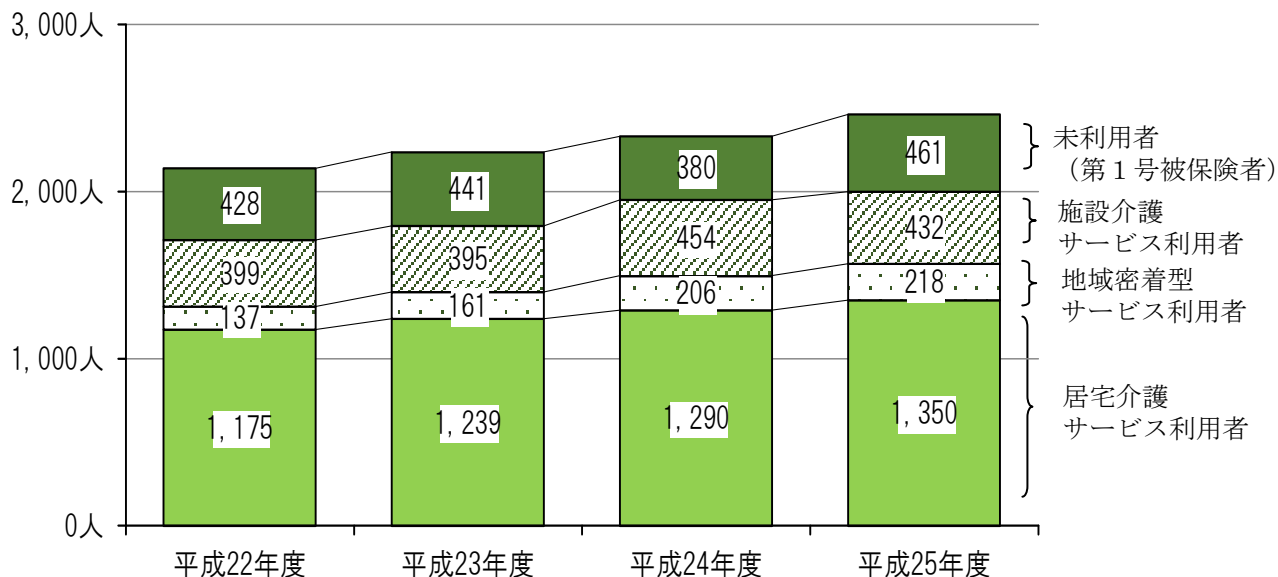
## (5) 介護サービス利用者数

介護サービス利用者数をみると、平成22年度の1,711人に比して平成25年度は2,000人となり、増加傾向にあります。また、利用割合は平成22年度の80.0%から平成24年度の83.7%と増加傾向にありましたが、平成25年度でやや減少し、81.3%となっています。

【介護サービス利用者数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者（第1号被保険者）	1,711人	1,795人	1,950人	2,000人
居宅介護サービス利用者	1,175人	1,239人	1,290人	1,350人
地域密着型サービス利用者	137人	161人	206人	218人
施設介護サービス利用者	399人	395人	454人	432人
介護老人福祉施設	195人	194人	217人	220人
介護老人保健施設	169人	159人	178人	173人
介護療養型医療施設	35人	42人	59人	39人
未利用者（第1号被保険者）	428人	441人	380人	461人
利用割合	80.0%	80.3%	83.7%	81.3%

【介護サービス利用者数の推移】



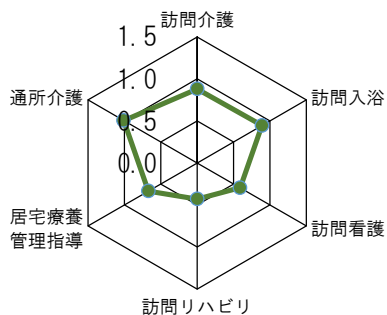
※利用者数等の数値は、各年度3月分月報数値  
 ※未利用者数は年度末の認定者数と利用者数との差

## (6) 介護サービス別の利用状況

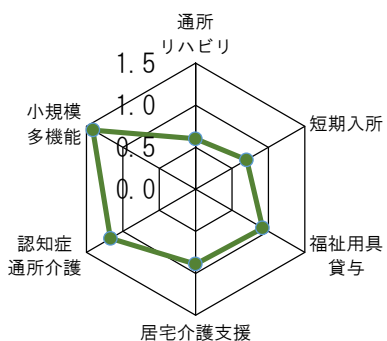
平成25年度の介護サービス別の利用率をみると、諏訪広域の利用率を上回る傾向が見られる介護サービスは、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症高齢者グループホーム」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」などになります。

### 【平成25年度の介護サービス別の利用率】

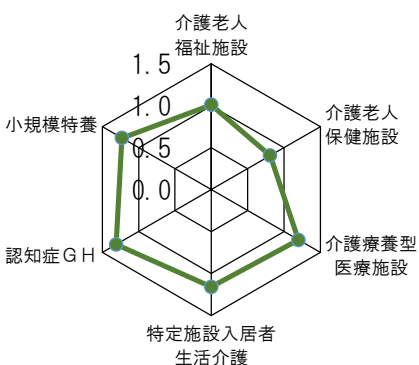
※グラフは、諏訪広域の利用率を「1.0」とした時の岡谷市との比較（対広域比）を示しています。



区分	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
岡谷市	14.8%	1.7%	4.3%	1.1%	4.9%	25.4%
対広域比	0.88	0.89	0.59	0.43	0.67	1.01



区分	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	認知症通所介護	小規模多機能
岡谷市	8.6%	6.2%	26.2%	46.8%	0.8%	2.9%
対広域比	0.60	0.70	0.92	0.89	1.17	1.41



区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設入居者生活介護	認知症GH	小規模特養
岡谷市	8.8%	6.8%	1.4%	4.4%	4.0%	1.0%
対広域比	1.01	0.81	1.20	1.16	1.31	1.23

### 3. 市民アンケート調査結果

ア. 調査目的 市民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を把握し、「第7次高齢者福祉計画」の策定に向けて基礎資料を得るため。

イ. 対象者 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 1,000人

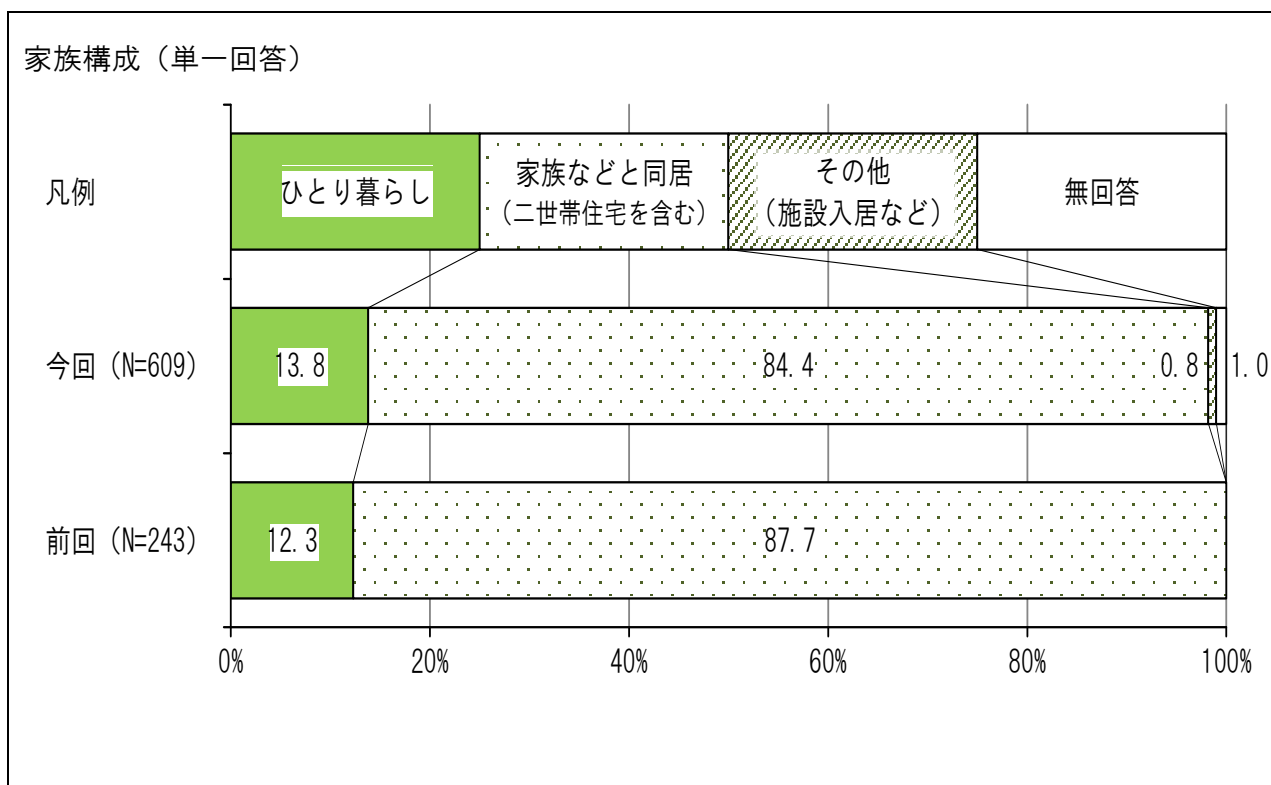
ウ. 調査期間 平成25年11月1日～平成25年12月2日

エ. 回収結果 609人（有効回収率60.9%）

※百分比は小数第2位を四捨五入しており、合計が100%にならないことがあります。

#### (1) 高齢者の居住状況について

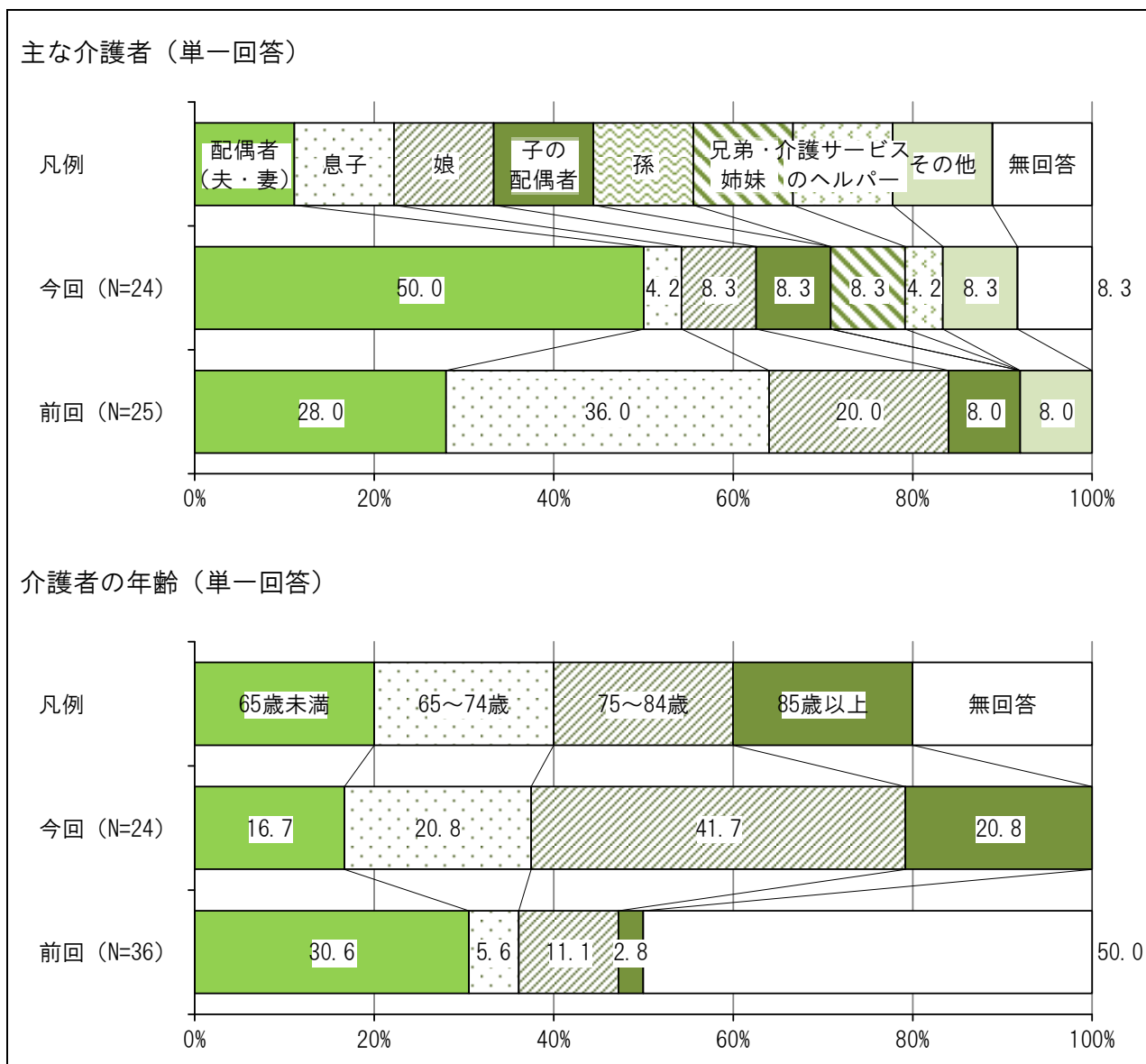
家族構成は、「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が最も多く84.4%となっています。次いで、「ひとり暮らし」が13.8%となっています。前回に比べて、ひとり暮らしの割合が1.5ポイント増加しています。ひとり暮らし高齢者が増加していることが伺えます。



## (2) 介護・介助者の性別・年齢について

現在何らかの介護・介助を受けている方への質問では、主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」が最も多く50.0%と半数を占めています。次いで「娘」、「子の配偶者」、「兄弟・姉妹」が8.3%となっています。

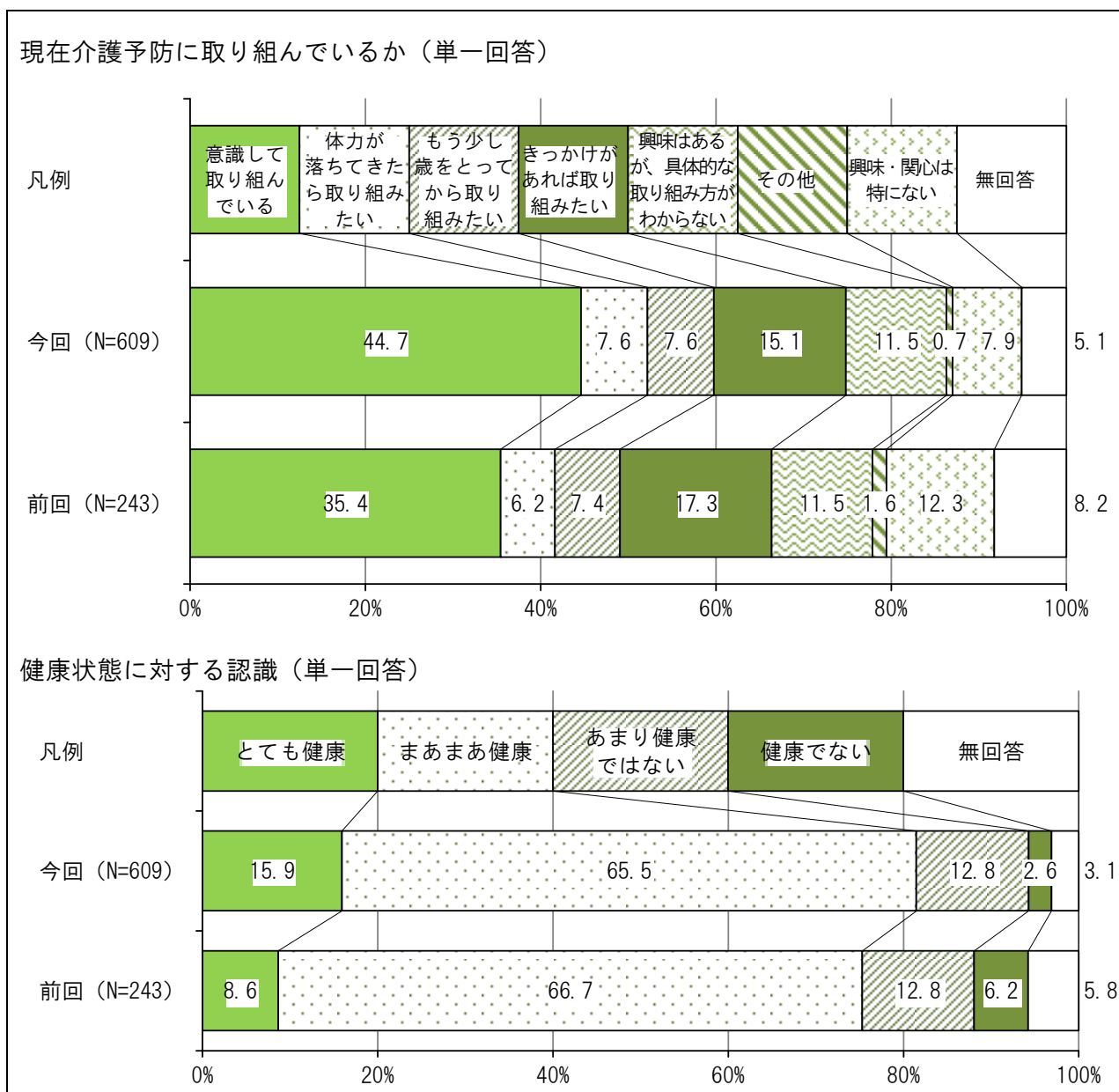
前回結果では「息子（36.0%）」、「配偶者（28.0%）」、「娘（20.0%）」と、介護・介助者が家族全般にわたって多かったのですが、今回の結果では実に5割の方が「配偶者」と答えています。また、65歳以上の方が介護・介助をしているケースが8割を超えていることから、**高齢者が介護を行う「老老介護世帯」**の状況が伺えます。



### (3) 健康について

健康に関して、「現在介護予防に取り組んでいるか」の質問では、「意識して取り組んでいる」が前回に比べて9.3ポイント増加しています。「興味・関心は特にない」も前回に比べて4.4ポイント減少しています。その他の取り組みに関する項目においても、予防への取り組みに関する項目で増加しています。

また、健康状態に対する認識では、「とても健康」が7.3ポイント上昇しており、「健康でない」が3.6ポイント減少しています。このほか、口腔に関する質問でも、歯磨きや定期的な歯科受診をされている方が前回に比べて増加傾向にあり、入れ歯を使用している方も減少傾向にあります。予防への取り組みとともに健康に気を付けている方が増加傾向にあることを示しています。

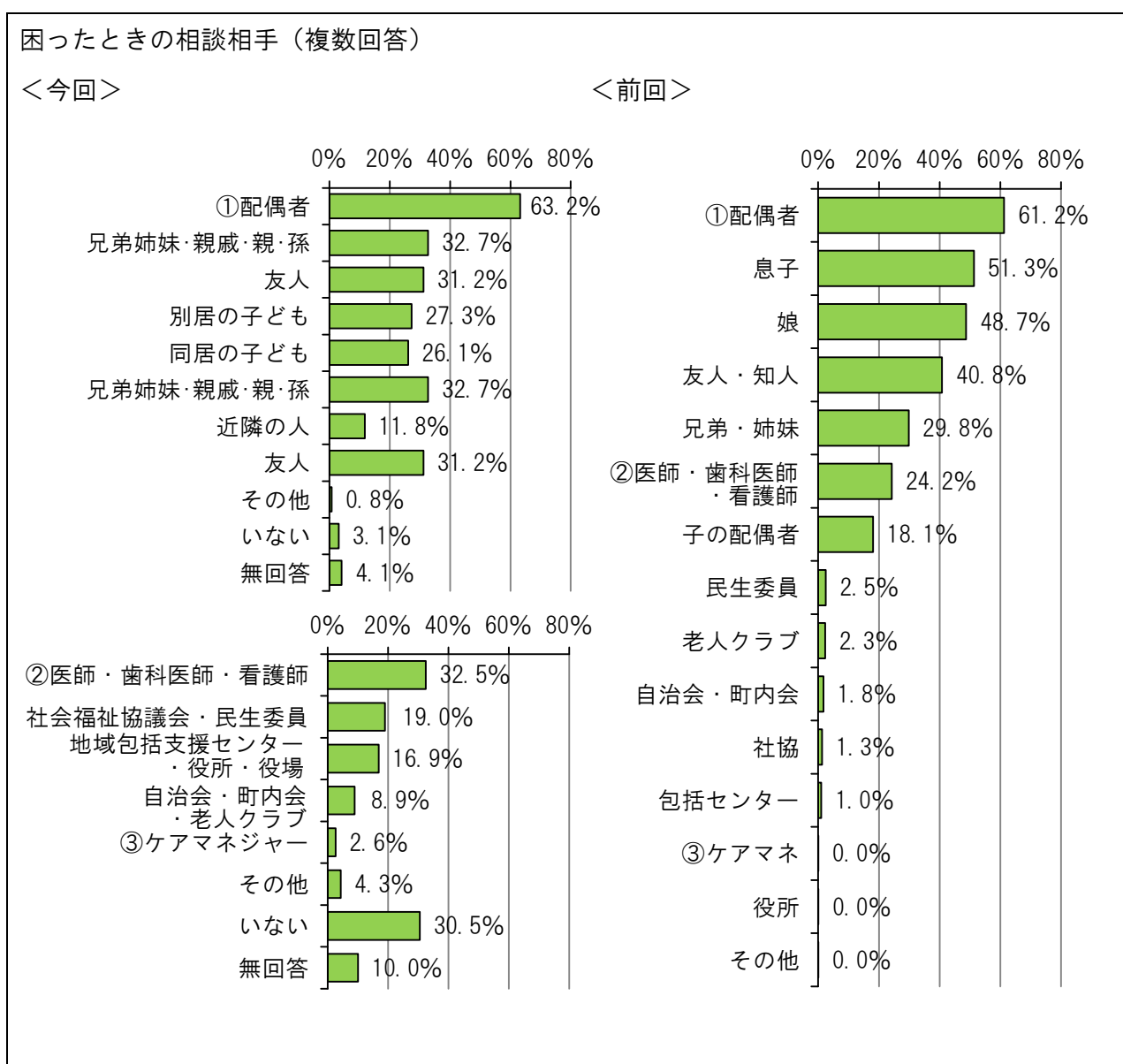




#### (4) 困ったときの相談相手について

困ったときの相談相手に関する質問では、今回、前回の両方とも「配偶者」という回答が大半を占めています。前回と今回とでは選択肢が異なるため、単純な比較はできませんが、「社会福祉協議会・民生児童委員」が前回より上昇傾向にあると言えます。また、「地域包括支援センター・市役所」、「医師・歯科医師・看護師」も増加傾向にあり、相談先が公的機関や地域の組織に広がってきていることがわかります。

一方で、約3割の方が家族や友人・知人以外で「相談相手がない」と回答されています。困ったときの相談相手がないと答えている方もあり、社会的孤立の解消も課題です。



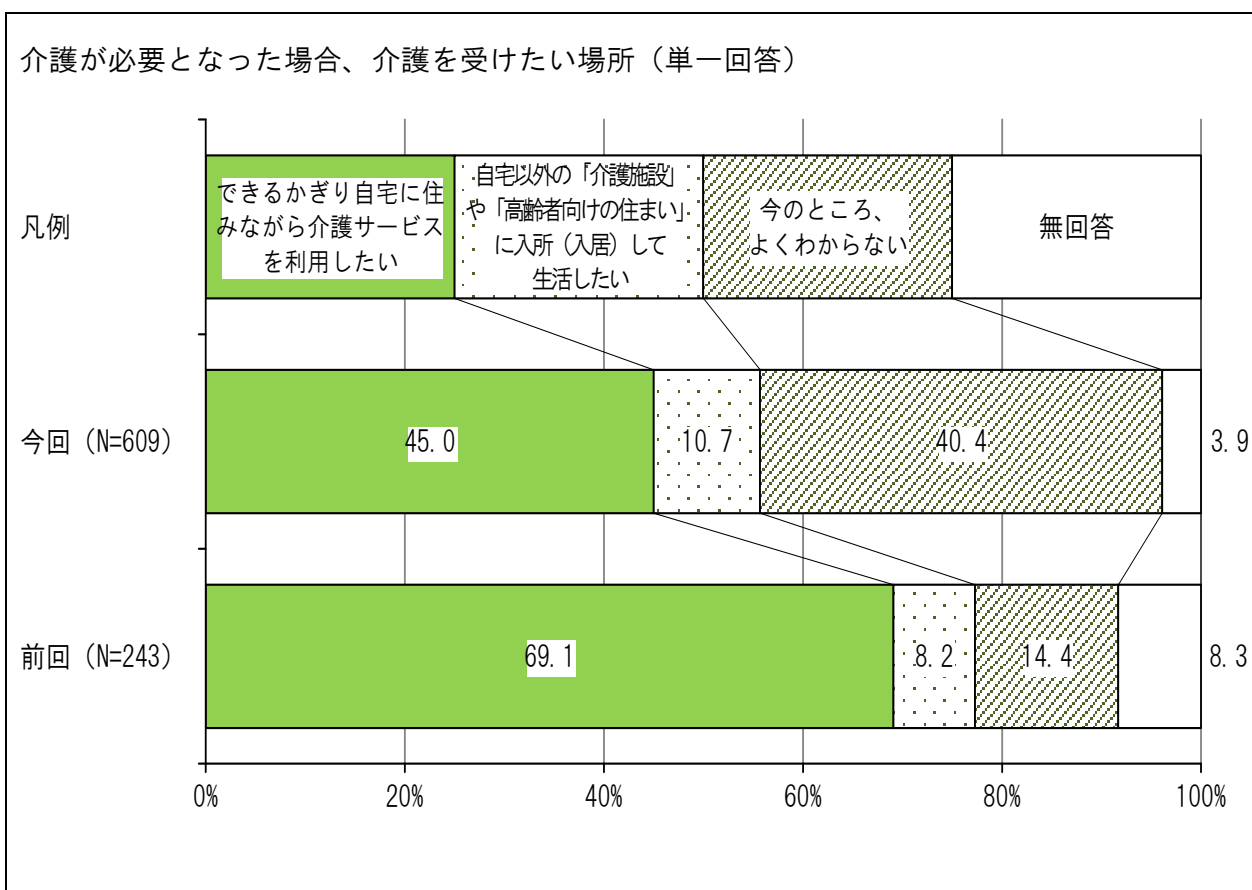
### (5) 希望する介護サービス

希望する介護サービスについて、「できる限り自宅に住みながら介護サービスを利用したい」が前回に比べて20ポイント以上減少し、「今のところ、よくわからない」が26ポイント増加しています。

また、「できる限り自宅に住みながら介護サービスを利用したい」と答えた方のおよそ9割近くが、自宅で介護サービスを利用したい理由について、「住み慣れた自宅で生活を続けたい」と回答し、そのほとんどの方が介護は「家族」や「家族と介護サービスの併用」を望んでいます。

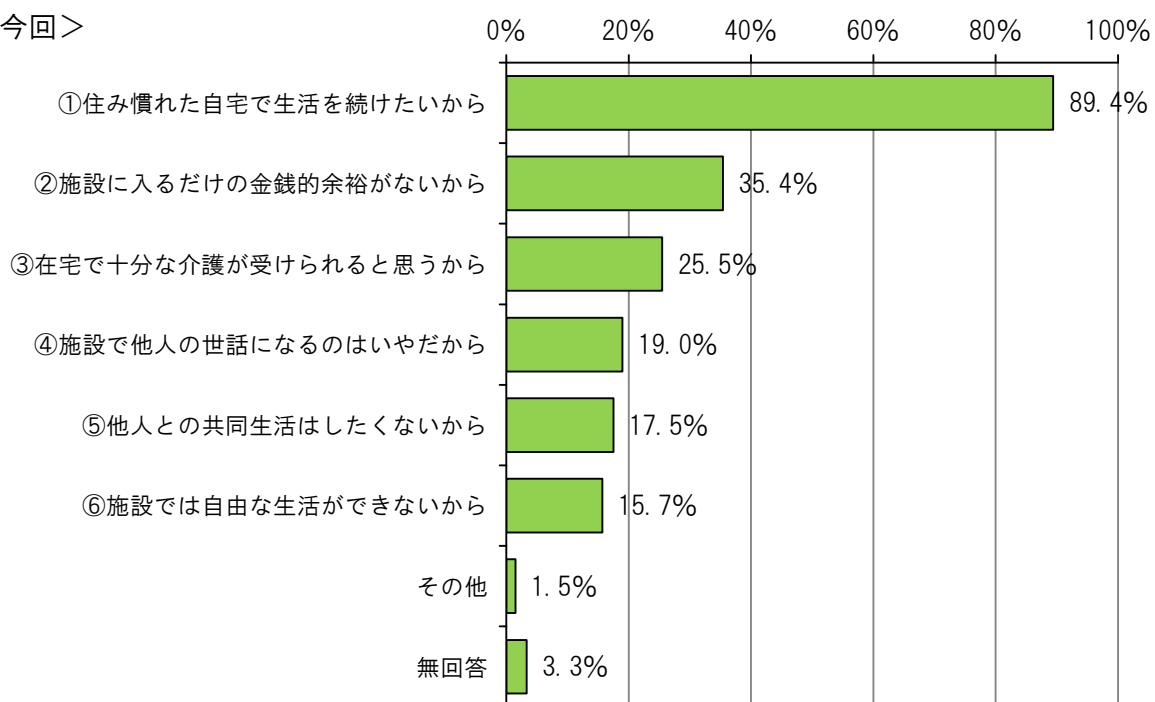
一方、「自宅以外の介護施設や高齢者向けの住まいに入所（入居）して生活したい」と答えた方の7割以上の方が、施設等への入所を希望する理由として「家族に迷惑をかけたくない」と答えています。

家族や自宅での介護を望む一方で、家族に迷惑をかけたくないという思いがあることが伺えます。

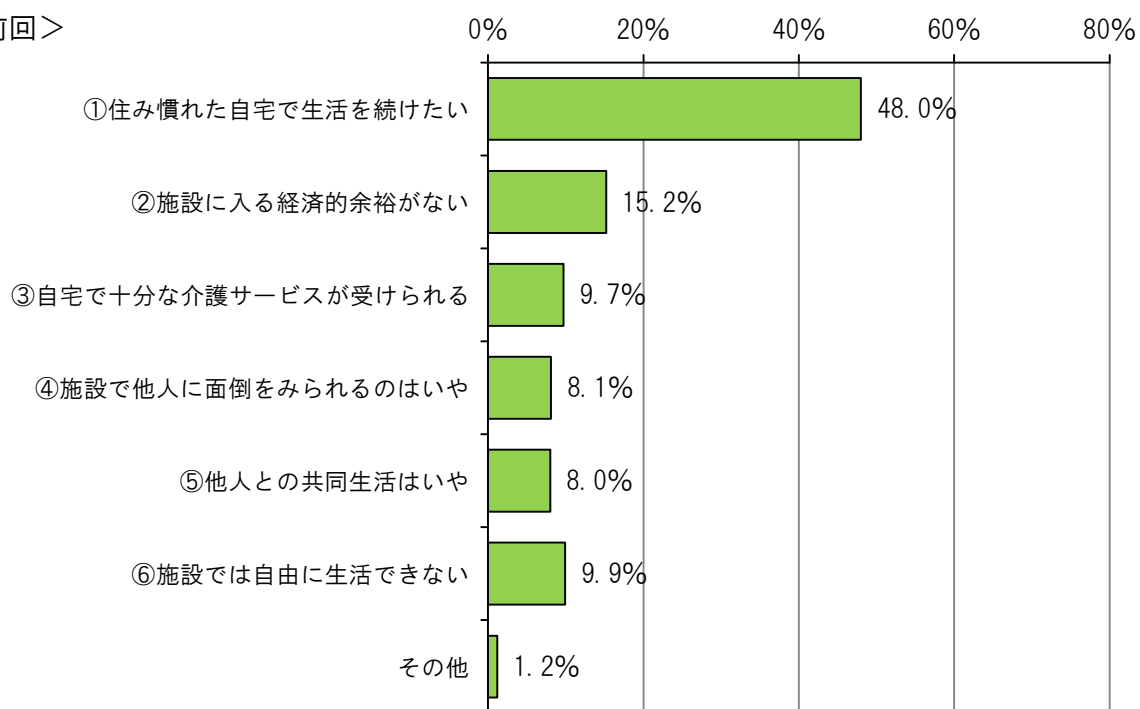


自宅で介護サービスを利用したい理由（複数回答）

<今回>



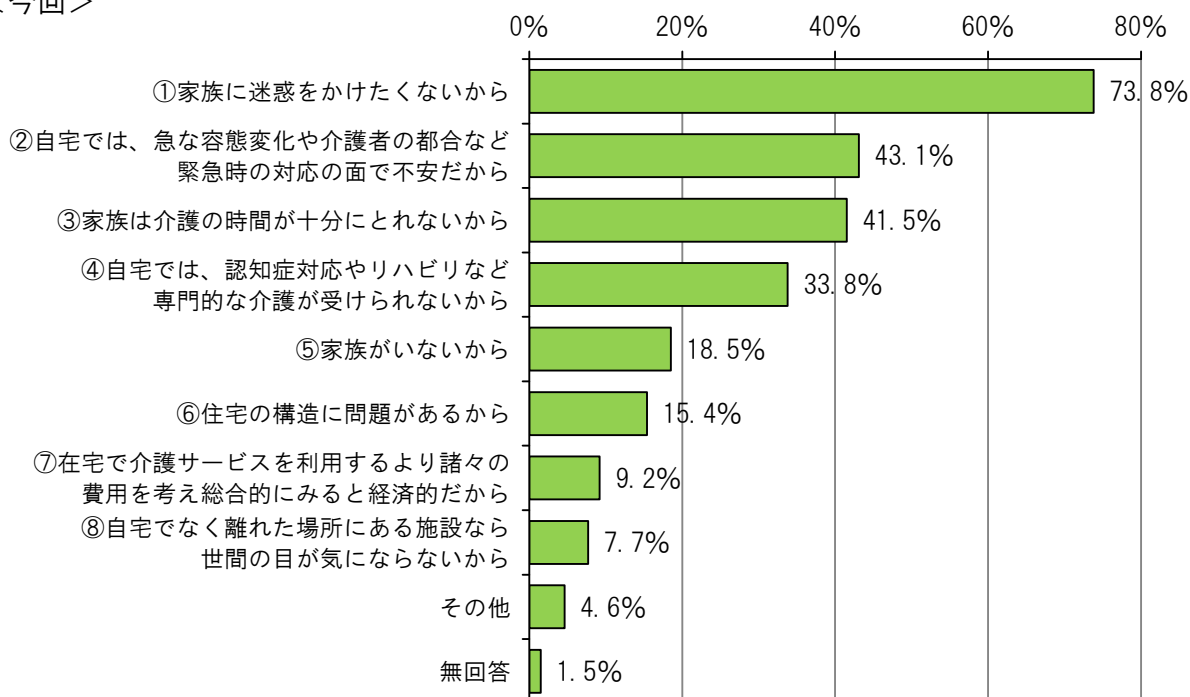
<前回>



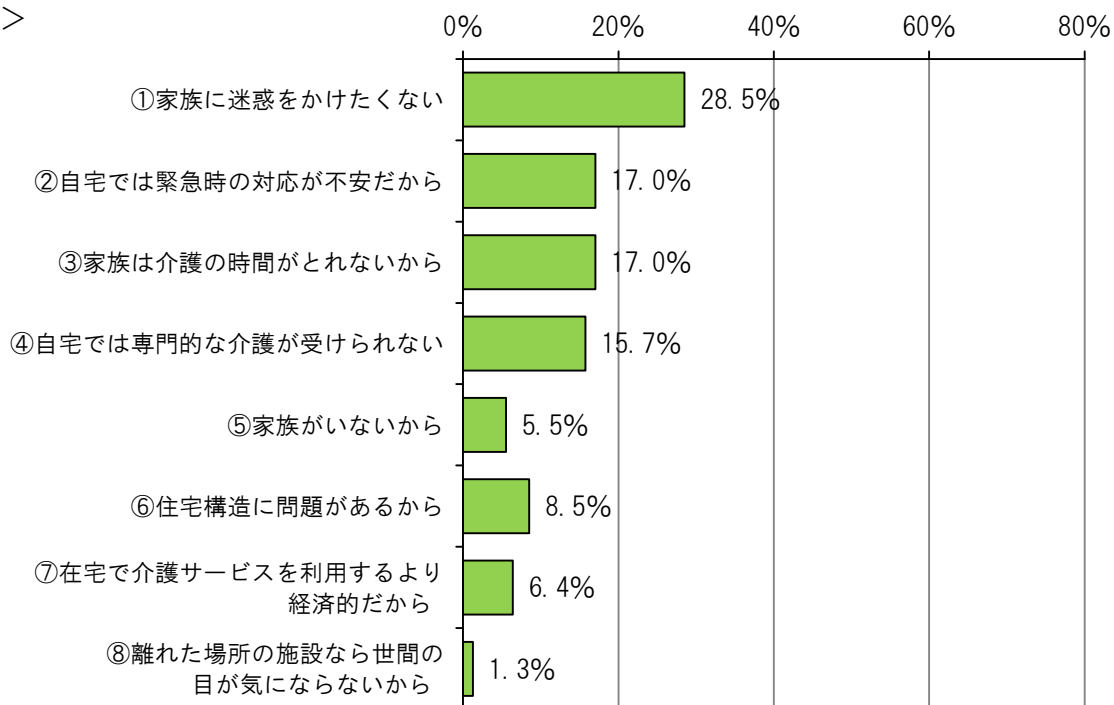
※前回調査と質問の項目が異なるため、単純な比較はできませんが、傾向を見るために、同様の意味を持つ選択肢に数字を付けています。

施設等への入所（入居）を希望する理由（複数回答）

<今回>



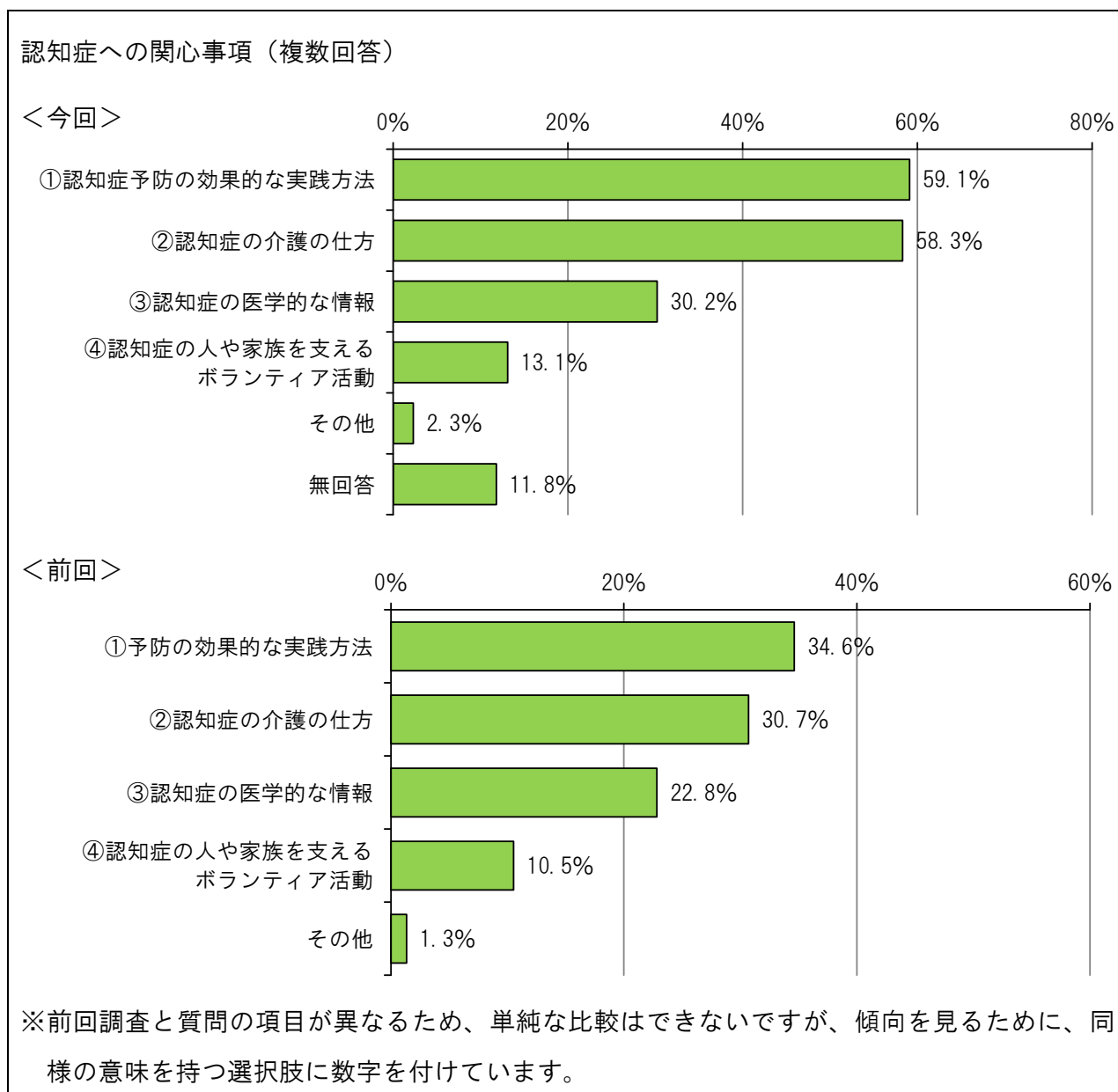
<前回>



※前回調査と質問の項目が異なるため、単純な比較はできませんが、傾向を見るために、同様の意味を持つ選択肢に数字を付けています。

## (6) 認知症について

認知症への関心事項では、“予防の効果的な実践方法”、“介護の仕方”に関心があると答えた人がそれぞれ大半を占めています。また、講演会等も、表題に「認知症」の文言が入るだけで、参加者が増加するという傾向があることから**認知症の予防、認知症になったときの介護の方法に関心が集まっている**ことが伺えます。



## (7) 意見・要望

高齢者福祉施策に関する意見・要望では、「自ら健康を保ち住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくために、生きがいを持ち、家族や地域と繋がりながら、必要に応じた支援をしてほしい」また、「健康で暮らし続けるための参加しやすい予防事業や、気軽に集まって話したり、運動できる場所づくりを望む」といった声が多く出されました。さらに、「活動の場の提供」を望む声もありました。

以下、記入されていた意見・要望から高齢者福祉に関するものを一部抜粋しました。

「人との繋がりが大事」「困ったときに、いつでも助けてくれる人がいる時代であってほしい」「ひとり暮らしへの支えがほしい」「弱者の実態にもう少し目を向けてほしい」「地域の力を望みます」「高齢になっても元気で我が家で暮らし続けたい」「できることは自分でしたい」「健康長寿でありたい」「人との会話で認知症を予防したい」「予防のための運動や食事の勉強ができるグループ活動ができれば良い」「気軽に相談でき、心のこもった対応をしてもらえる相談窓口の充実を望む」「冬期間に活動できる場の提供を望む」「空き家等を利用して、みんなが気軽に集まってお茶やお話のできる場がほしい」「健康に気をつけて、人に迷惑をかけずに生きていきたい」「温かい家族への施策を望む」「家庭的、家族的な日々が送れる施設、介護を望む」「老老介護にも限界がある」「買い物や通院への手助けがほしい」「男性の参加しやすい企画を望む」「個人でできない部分の支援をしてほしい」「高齢になっても年齢に応じた働く場がほしい」「生きがいのある余生を送れる施策を望む」「自宅で介護し続けることのできる援助の充実を願う」等。

## 4. 課題

高齢者を取り巻く状況、高齢者実態調査、介護保険事業計画などから、本計画で取り組むべき課題や方向性を以下に示します。

### ○高齢化率の上昇に伴う対応

- ・総人口の減少、高齢者数の増加により、ひとり暮らし高齢者、高齢者だけで暮らす世帯や、繋がりや関わりを持たない高齢者が今後ますます増加が見込まれることから、相談・支援態勢を充実させ、よりきめ細かな対応が必要である。
- ・充実した高齢期を過ごすためには、高齢者が生きがいを持って社会参加をしていくことが重要であり、環境づくりが必要である。
- ・住み慣れた地域で暮らし、共に支えあい、在宅での生活が続けられるよう、地域や民生児童委員、関係機関、介護事業者等との情報共有と連携の強化が必要である。

### ○認知症施策の推進

- ・認知症になっても身近な地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に対する正しい知識の普及と、地域における支援体制の構築（認知症サポーター養成など）が必要である。
- ・認知症の人の家族への支援が必要である。

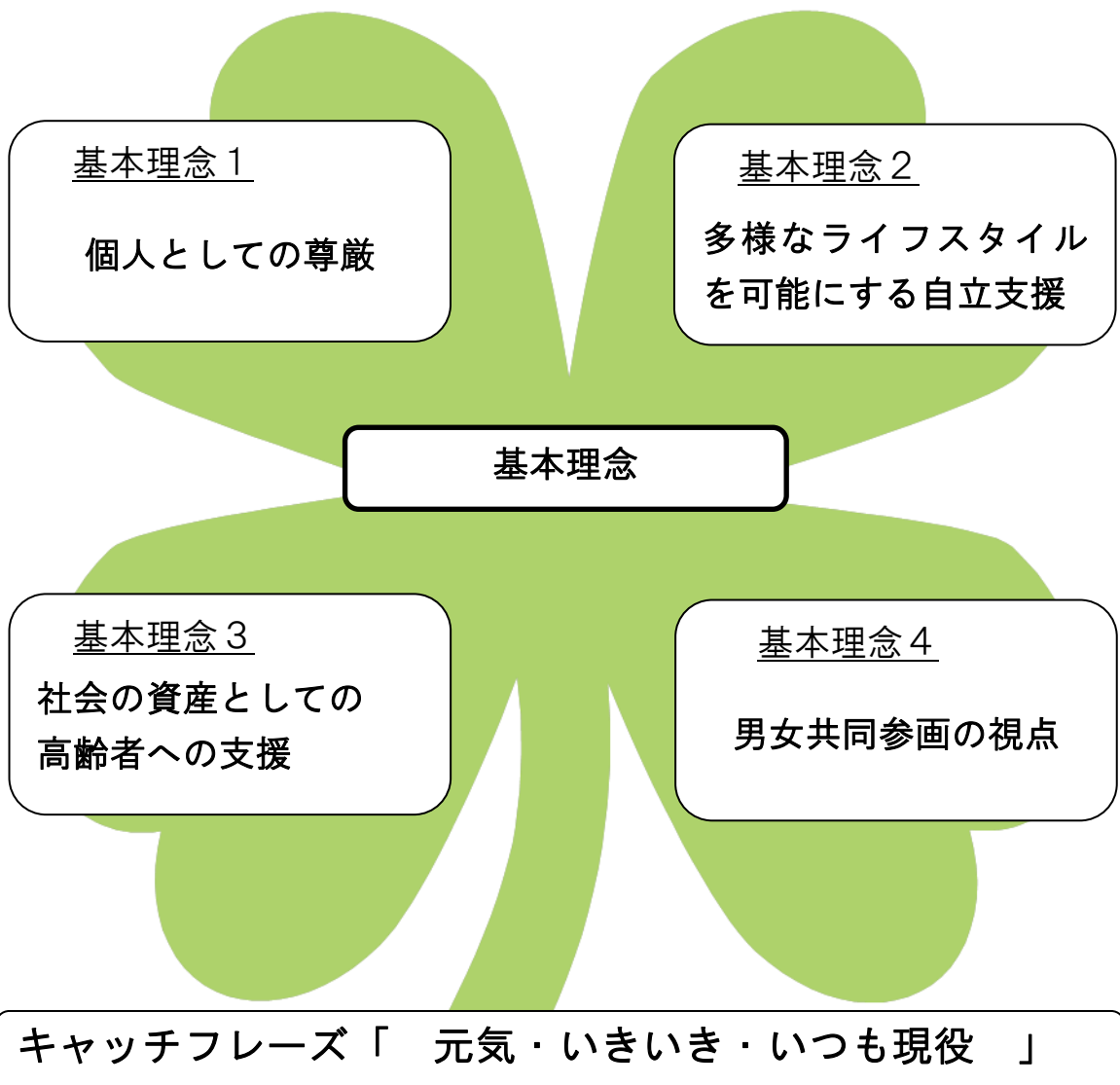
### ○介護予防の推進

- ・高齢者が要介護状態にならないように、また状態が悪化しないように、健康長寿のための健康増進事業や介護予防事業に今後とも取り組む必要がある。
- ・介護保険法改正等に伴い、諏訪広域連合と連携・協力しながら「新しい総合事業」へ移行する必要がある。

### 1. 計画の基本理念

市民の生活は自らの責任で営むことが基本です。これは「すべての市民が、人としての尊厳を持つ」ことに他なりません。高齢者にあっても一人ひとりが尊厳をもって、自立した生活を営めるように努力すること「自助」が基本となります。

また、本格的な高齢社会の中で、ますます多様化する高齢者の状況や価値観を受け止め、高齢者が持てる能力を発揮しながら、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、家庭、地域、各種団体、行政がそれぞれの特性に応じた役割（「互助」「共助」「公助」）を担い、連携することにより、高齢者を支援していくこととし、「元気・いきいき・いつも現役」をキャッチフレーズに、本計画の基本理念を次の4つとします。





### **(1) 個人としての尊厳**

保健福祉サービスの基本理念は、個人としての尊厳が保たれ、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザイン※の視点のもと、利用者がその人の持つ能力に応じて、心身ともに健やかに、自立した生活を営むことができるように支援することです。

介護保険制度は、介護が必要な状態になることを予防するとともに、状態の維持改善を目指して、利用者が自らの選択によりサービスを利用する仕組みです。

本市においても、全ての福祉施策がこの基本理念に集約されるよう、常に検証していきます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、市民が認知症を自らの問題として認識し、地域全体で認知症の人とその家族を支援する体制を整備するとともに、高齢者の権利擁護・虐待防止に努めていきます。

### **(2) 多様なライフスタイルを可能にする自立支援**

生活形態や価値観が多様化するなかで、すべての市民が、それぞれの高齢期を豊かに暮らし、健康状態や介護度などに応じた多様なライフスタイルを実現できるように自立支援を進めていきます。

また、健康長寿社会の実現に向けて、一人ひとりの健康意識を高め、自己管理と生活習慣病の予防・改善や認知症予防など、高齢者の健康づくりを推進します。

### **(3) 社会の資産としての高齢者への支援**

高齢者は支えられる側に立つばかりでなく、意欲と能力に応じて自らも支える側に立ち、地域との関わりを持ち続けていくことは大変重要なことです。

高齢者が持てる能力を社会の資産として最大限活かせるよう、社会参加を促し、高齢者の地域での活躍を支援します。

---

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

#### (4) 男女共同参画の視点

生きがいづくり、健康づくり、生涯学習などへの参加の状況は、一般的に女性が多く、男性が少ない傾向にあります。逆にシルバー人材センターの会員は、男性会員の方が多い状況です。

このように男女でニーズが異なる現状に配慮し、男女が互いに幸せな高齢期を分かちあえるような様々な施策や事業を企画、実施するうえで、男女共同参画の視点を施策に取り組みこととします。

## 2. 計画の基本指標等

### 【目標指数・数値】

指標名	要介護認定率	
内容説明	介護サービスを必要とする高齢者の割合 (第1号被保険者における要介護認定者数÷65歳以上人口×100)	
数値または状況	直近値(平成25年度末)	15.56%
	計画開始時(平成27年度)	16.00%
	計画終了時(平成29年度)	16.00%

### 3. 施策体系

少子化と死亡率の低下による平均寿命の延伸によって、我が国は、世界に類を見ない超高齢社会を迎えています。

こうした中で、元気な高齢者がその知識や技能、能力を活かした社会参加によって地域の支え手として活躍できる環境を整えるとともに、支えが必要となった時には、周囲により支えられ、住み慣れた地域で尊厳をもって生活できる地域社会を形成していくことが重要です。

本計画策定に当たって実施した「高齢者福祉に関する実態調査」では、老老介護が増加している中で、「健康維持のための予防」「地域に求める相談先」「在宅介護サービスへの期待」「認知症への関心」等の項目に多くの意見が寄せられました。

本計画では、支援の観点から施策体系（基本目標）を定め、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

基本目標 1	いきいきと暮らし続ける【自立生活支援】
基本目標 2	共に繋がり、共に支えあう【見守り支援】
基本目標 3	予防・改善支援対策の充実【予防・改善支援】
基本目標 4	安全・安心のまちづくり【環境整備】
基本目標 5	介護保険事業の広域運営【介護保険】
基本目標 6	計画の推進

**基本目標 1**

いきいきと  
暮らし続ける  
【自立生活支援】

- 1 健康づくりの推進 (1) 健康づくりの意識啓発と実践  
(2) 医療機関との連携
- 2 社会参加の推進 (1) 意識啓発・環境づくりの推進  
(2) 起業・就業への支援
- 3 生きがいくりの推進 (1) 生きがいくり・生涯学習の推進  
(2) 人材の育成・支援

**基本目標 2**

共に繋がり、  
共に支えあう  
【見守り支援】

- 1 地域ケア体制の整備 (1) 福祉コミュニティの推進  
(2) 認知症にやさしい地域づくりの推進
- 2 在宅生活支えあいの推進 (1) 見守り体制の推進  
(2) 要援護高齢者支援の推進  
(3) 権利擁護・虐待防止  
(4) 関係団体への支援

**基本目標 3**

予防・改善支援  
対策の充実  
【予防・改善支援】

- 1 介護予防の推進 (1) 地域包括ケア体制の推進  
(2) 介護予防事業の推進  
(3) 介護予防ケアマネジメント
- 2 家庭介護者支援の充実 (1) 家族介護者支援の推進
- 3 介護保険以外の施設福祉 (1) 養護老人ホームへの措置  
(2) その他の施設福祉

**基本目標 4**

安全・安心の  
まちづくり  
【環境整備】

- 1 生活環境の整備 (1) 外出しやすい環境の整備  
(2) 居住環境の整備
- 2 安全・安心対策の充実 (1) 消費生活の安定と向上  
(2) 交通安全対策の推進  
(3) 防災・防火対策の推進

**基本目標 5**

介護保険事業の広域  
運営【介護保険】

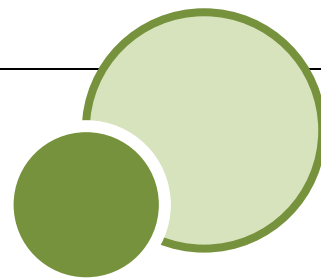
- 1 介護保険サービス基盤の充実
- 2 介護保険サービスの質の向上 ※諏訪広域連合介護保険事業計画
- 3 介護保険制度などの普及・啓発

**基本目標 6**

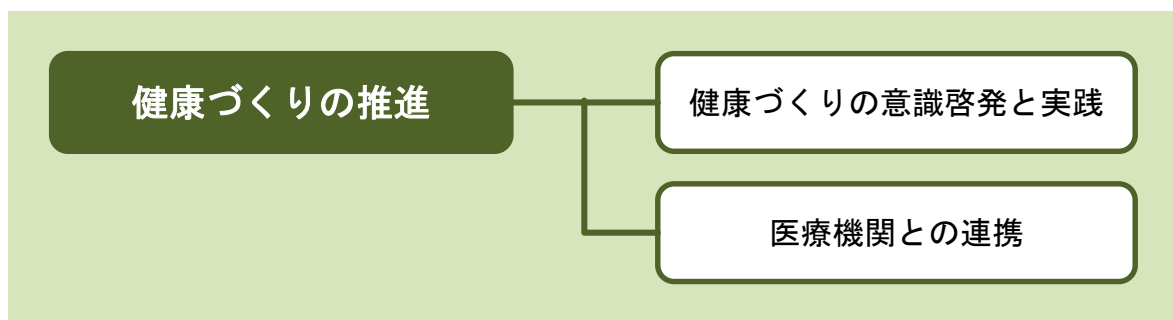
計画の推進

- 1 市民との協働・関係団体との連携強化
- 2 計画的な推進と点検・評価
- 3 男女共同参画の推進

### 基本目標1 いきいきと暮らし続ける



#### ●主要施策1 健康づくりの推進



#### ○施策

##### (1) 健康づくりの意識啓発と実践

市民が日常生活の中で健康づくりに積極的・自主的に取り組めるよう、各種保健福祉サービスや広報活動、イベント等の機会を活用し、関係団体とも連携を図ります。

「健康的な生活習慣の重要性への関心と理解を深め、生涯自らの健康状態を自覚し、健康の増進に努める（健康はつくるもの）」という意識の普及に努めるとともに、「岡谷市健康増進計画<sup>\*</sup>」に基づき、疾病予防に重点をおきながら「健康寿命」の延伸に向けた、「健康」「食育」に関する取り組みや地域での健康づくりを推進します。

##### (2) 医療機関との連携

救急時や災害時などに住民が安心して医療を受けられるよう、医師会など関係機関との連携を一層深めるとともに、病診連携や休日・夜間の救急医療体制の充実、保健・福祉・医療との連携強化を図ります。

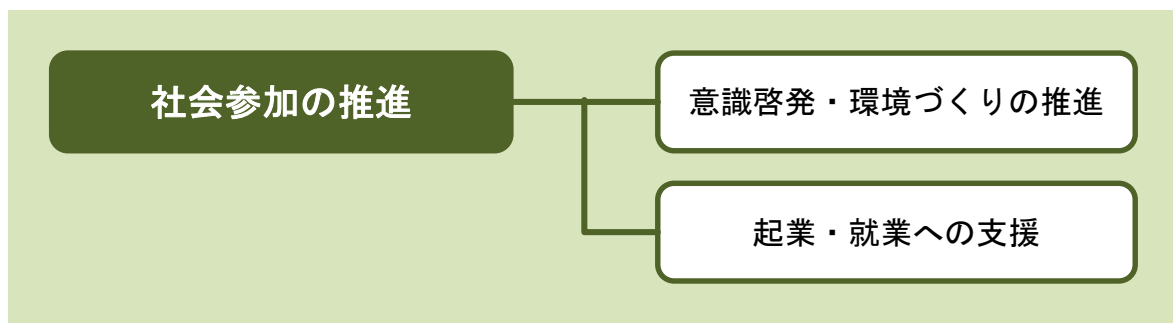
また、病気や医療に関し何でも相談できる、かかりつけ医を持つことを啓発します。新病院を開院し、新病院を中心とした医療体制の構築を推進します。

<sup>\*</sup>岡谷市健康増進計画：健康増進法に基づき、基本方針及び都道府県計画を勘案して、住民の健康増進の推進に関する施策について市が定める計画（第2次の計画期間：平成25～平成29年）

## ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
保健福祉サービス等の情報提供	<p>広報おかや、シルキーチャンネル、社協だより、市ホームページや出前講座、民生児童委員やケアマネジャー等の関係者を通じ、保健福祉サービス、健康づくり食育等の様々な情報をあらゆる機会やパンフレット等の媒体を活用し、市民にわかりやすく伝達する。</p>	拡大実施
健康づくりの推進	<p>市民一人ひとりが、健康について考え、健康づくりを実践していけるよう、各種講座、講演会等を行う。</p> <p>また、地域の健康づくりの核となる保健委員会や食生活改善推進協議会と連携し、地区の実情に合わせながら地域住民同士の交流の場・仲間づくりの場となるよう活動の支援を行う。</p> <p>幅広い年代や男性の参加につながっている地区の成功事例を地区間で共有していく。</p>	継続実施
予防接種等事業	<p>高齢者の健康維持を図るため、予防接種法及び感染症法による感染症の予防と蔓延防止に向けたインフルエンザや肺炎球菌感染症の予防接種、助成を行う。</p>	継続実施
地域医療体制推進事業	<p>病院間、医師会などとの連携強化を図り、かかりつけ医などを持つことを推進する。また、救急時等に市民が安心して医療を受けられるように、夜間や休日における初期、重症患者の医療の確保を図るとともに、事業の周知・啓発をし、利用促進を図っていく。</p>	継続実施
新病院整備事業	<p>新病院を中心とした医療体制の構築を推進し、医療体制の充実を図っていく。</p>	継続実施

## ●主要施策 2 社会参加の推進



### ○施策

#### (1) 意識啓発・環境づくりの推進

高齢者は地域の財産であることを市民共通の認識となるよう、多くの機会をとらえて啓発するとともに、高齢者の持てる力を地域に還元する仕組みづくりに向け、これまで蓄積した知識や経験を若い世代に伝承する機会の拡大、地域を支える存在であることを認識する機会の創出に努めます。

#### (2) 起業・就業への支援

いくつになっても働ける社会を目指し、団塊の世代や意欲のある高齢者の再就職、起業に係る支援、情報提供に努めます。

また、高齢者の就業できる環境づくりを推進するため、シルバー人材センターを支援するとともに、ハローワークなどの機関と連携し、高齢者のニーズに応じた様々な就業機会を提供します。

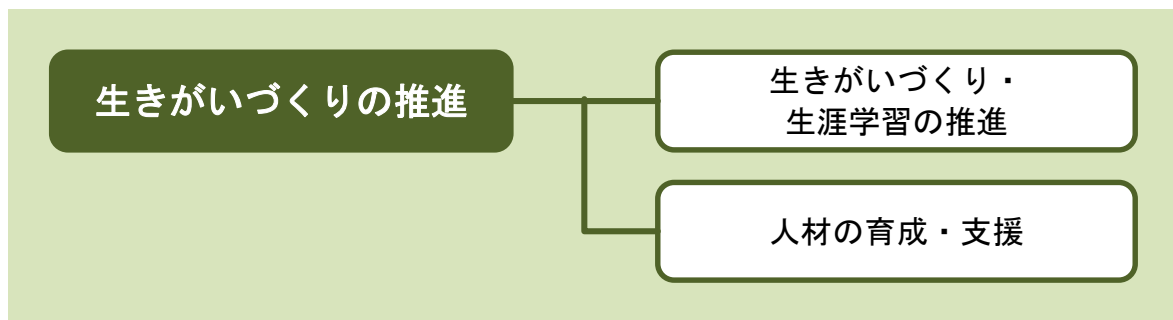
### ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
学びのおかやサポート事業	特技や専門知識をもっている市民にボランティアとして登録していただき、学校教育や社会教育の現場において、その知識・技術等を提供してもらう。 本事業と「市民講師制度」とのタイアップにより設立された生涯学習人材バンク「おかやマナビスタッフ」の周知を図ることで、講師やボランティアとなる人材の確保、利用者拡大に努める。	継続実施

主な事業名	事業の内容	H29目標
「まちなか観光案内人」観光案内事業	<p>諏訪湖エリアまちなか観光案内人として登録されている観光案内人及びシルク講座卒業生等が、ボランティアで市内等の近代化産業遺産群や観光資源などを観光客等に案内するほか、横河川さくら祭り、鶴峯公園つつじ祭り、出早公園もみじ祭りにおいては、地元有志による湯茶のサービスにておもてなしをする。</p> <p>各団体と高齢者との連携を図りながら岡谷市の観光を楽しんでもらえるよう努める。</p>	継続実施
世代間交流事業	<p>地域の高齢者と保育園児・小中学校との世代を超えた交流を通じ、高齢者の持つ知識や経験等を伝え、少子化や核家族化等で希薄となりがちな世代間交流を進めるとともに、地域で繋がることの大切さを啓発する。</p>	継続実施
“輝く子ども”サポート事業	<p>地域の高齢者の知識・経験を活用しながら、保育園入所児童の情操教育の推進を図り、世代間の交流を進めていくため、保育園に高齢者のボランティアサポーター確保に努める。得意分野での保育園運営への参画につなげる。</p>	継続実施
ふれあいたいむ	<p>市内小中学生が登下校する時間帯に、子どもたちの安全を守る地域活動に参加する。全市的にあらゆる団体、市民に周知を図り、事業の定着を進める。</p>	継続実施
高齢者の雇用支援	<p>シニア世代の雇用の確保と雇用機会の創出に向けて、再就職や企業にかかるセミナー等の開催や、図書館等の公共施設にビジネスコーナーを設置するなどの情報発信を行う。</p> <p>また高年齢者を常用労働者として1年以上雇用した市内企業に対して奨励金を交付する。</p>	継続実施
岡谷下諏訪広域シルバー人材センターへの助成	<p>協働共助の精神をもち、豊かな知識や経験を地域に活かし、健康で、働く意欲のある高齢者への就労支援や、介護予防の「地域の担い手」として岡谷下諏訪広域シルバー人材センターへの助成を行う。また、広報等を利用した事業の周知を図り、会員数拡大の支援を行う。</p>	継続実施



## ●主要施策3 生きがいづくりの推進



### ○施策

#### (1) 生きがいづくり・生涯学習の推進

家に閉じこもりがちな高齢者の心身のリフレッシュを図るとともに、地域や高齢者同士が繋がる場として、生きがいづくりを推進するため、各地区の公会所などを活用し、地域の支えあいを基本に実施している「生きがいデイサービス事業」の拡充に努めるほか、高齢者が自らの意思で活動できる事業の推進を図ります。

また、高齢者が元気で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康、芸術、教養、趣味などの幅広い分野に対応できる学習、実践機会の拡充に努め、高齢者学習活動の充実を図ります。

#### (2) 人材の育成・支援

高齢者がともに学ぶ活動の輪を広げていくよう（公財）長野県長寿社会開発センターが行うシニア大学などの各種事業への参加支援を行い、高齢者が地域におけるリーダーとなる人材の育成と支援に努めます。

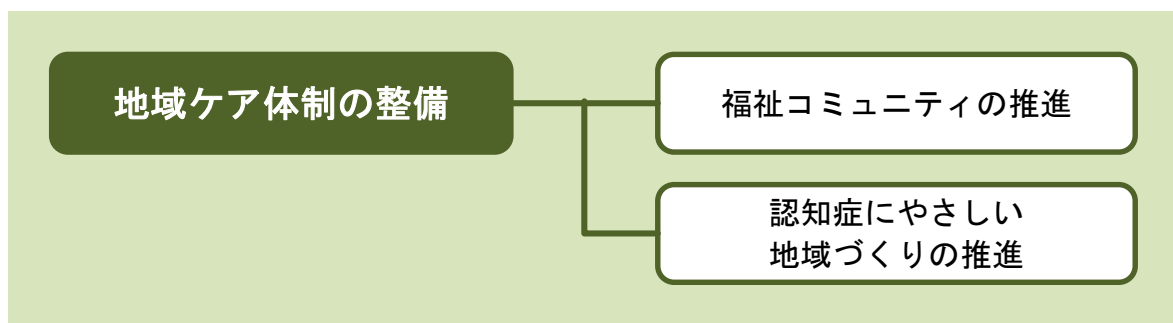
### ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
生きがいデイサービス事業	各地区の公会所等を活用しながら、家に閉じこもりがちな高齢者に対して、生きがいづくりに向けたデイサービスを行い、介護予防の視点を取り入れた各種事業の展開を図るとともに、地域内でのボランティアリーダーの養成を推進する。地域と高齢者、高齢者同士等の「繋がり」を重視するとともに、地域ボランティア等の拡充を図りながら、自主運営地域の拡大に努める。	継続実施

主な事業名	事業の内容	H29目標
市民とあゆむまちづくり講座（職員出前講座）	市政に対する理解を市民に深めてもらうため、市職員が直接地域へ出向き、市民ニーズを把握し、ニーズを反映させた講座を行うとともに、市民と交流を図りながら、ともに学び、生涯学習活動の促進につなげる。	継続実施
高齢者セミナー・高齢者学級	健康で生きがいのある日々を過ごせるよう、生涯学習館や地区公民館等において、高齢者のニーズを把握しながら高齢者セミナーや高齢者学級を開催し、一般教養、スポーツ等、仲間と自主的に考え体験する講座を企画し、仲間づくりの輪を広げ、相互の親睦を図る。	継続実施
いきいき高齢者スポーツ推進事業	総合型地域スポーツクラブが実施する高齢者向けの各種スポーツ教室について、各地区に普及を図るとともにスポーツ交流会への参加を促す。また、これらの教室等を通じて、平日昼間、市民総合体育館で開催する会員制スポーツ教室への加入を促進し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを図る。	継続実施
さわやかスポーツライフ推進事業	団塊の世代を中心に豊かで健康的なライフスタイルが構築できるよう、ニュースポーツを活用し、生涯スポーツの普及・振興を図る。	継続実施
シニア大学への参加支援	(公財)長野県長寿社会開発センターが行うシニア大学など各種事業への参加者募集等を行う。長野県と連絡を密にとりながら、情報提供体制を充実させていく。	参加者の拡大

## 基本目標2 共に繋がり、共に支えあう

### ●主要施策1 地域ケア体制の整備



### ○施策

#### (1) 福祉コミュニティの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者だけで生活している世帯などを適切に把握する中で、市民、地域、行政、関係機関が連携し、必要な支援や緊急時の対応などに対して、日常生活圏域を行政区とした福祉コミュニティの形成を推進します。

#### (2) 認知症にやさしい地域づくりの推進

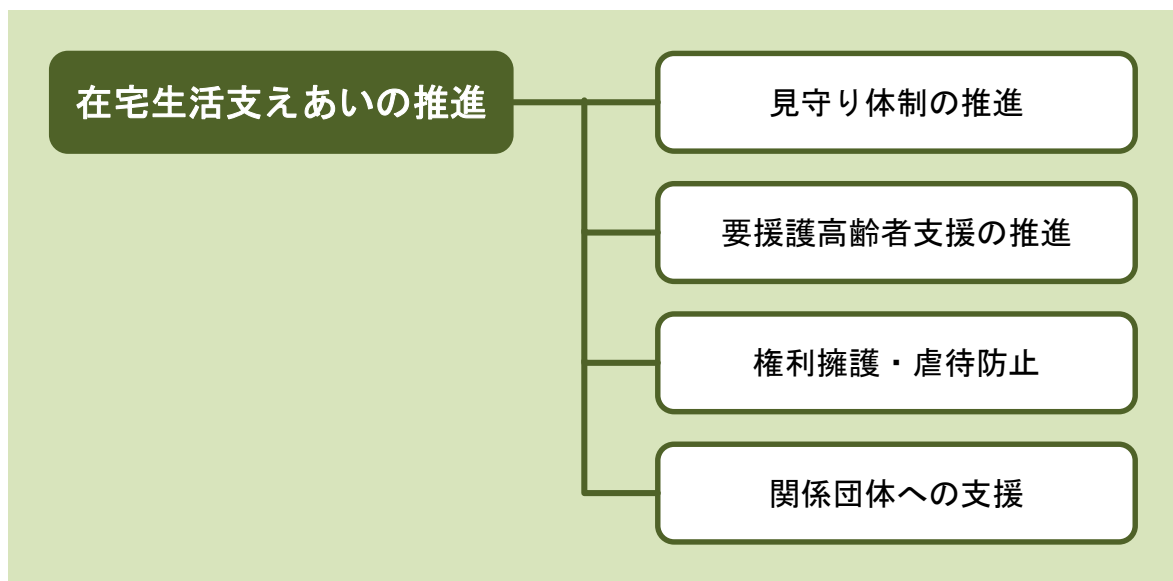
できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりを目指します。

地域との繋がりを重視し、認知症の人やその家族を、身近な地域で温かく見守ることができるよう、認知症に対する正しい知識の普及を図るための「認知症サポーター事業」を普及させるとともに、早期発見、早期診断により適切な対応を促進する関係機関とのネットワークを構築し、相談・支援体制の充実に努めます。

## ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
地域サポートセンター事業	乳幼児から高齢者までのすべての市民が、ふれあい・交流等を通じてお互いに支えあい、地域の実情にあった福祉活動等の実施により、地区が個別に抱える問題点を共に解決できる事業となるよう推進していく。また、設置区間の情報交換、リーダー養成研修会の開催、福祉の拠点づくりの重要性のPRなどにより安定した運営の継続を図る。	拡大実施
地域防災力推進	高齢者など災害時要援護者に対する支援体制強化のため、防災研修会、防災ガイドの説明会など防災に関する個人の意識の高揚を図るとともに、自主防災会など地域における防災力の充実強化を図る。避難支援体制づくりが進んでいない地域においては地域の実情に見合った方策を考えていく。	継続実施
認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識を持つ人材の育成をするため、「認知症サポーター養成講座」による「認知症サポーター」の拡大を図る。また、認知症の正しい知識の普及を目的とした講演会や学習会等を実施し、人材の育成に努める。	継続実施
認知症に関する相談・支援体制	早期発見、早期診断、適切な対応を促進するため、岡谷市地域包括支援センターが中心になって、医療機関、介護保険サービス事業所などの関係機関と連携し、多職種協働で実施する「地域ケア会議」を活用しながら、地域ニーズの把握に努める。また、情報を共有し、地域ケア体制の整備・強化を図るとともに、認知症ケアパスの作成を推進する。	継続実施

## ●主要施策2 在宅生活支えあいの推進



### ○施策

#### (1) 見守り体制の推進

高齢者が尊厳をもって自立した生活を送れるよう、地域の支えあいの中での見守りや協力支援体制の充実を図るとともに、地域住民や各団体などの協力を得ながら高齢者を含む避難行動要支援者の支援体制を整えます。

#### (2) 要援護高齢者支援の推進

介護保険サービスと介護保険以外の一般福祉サービスを調整しながら、必要な人に必要なサービスが提供できる体制を整備し、ひとり暮らしなどの支援が必要な高齢者が在宅で安心して生活ができるよう各種生活支援事業を実施します。

#### (3) 権利擁護・虐待防止

高齢者の人格を尊重し、尊厳を保持するため、関係機関、関係団体との連携により、権利擁護体制を整備するとともに、成年後見制度の活用促進や、虐待の早期発見、防止に努めます。

#### (4) 関係団体への支援

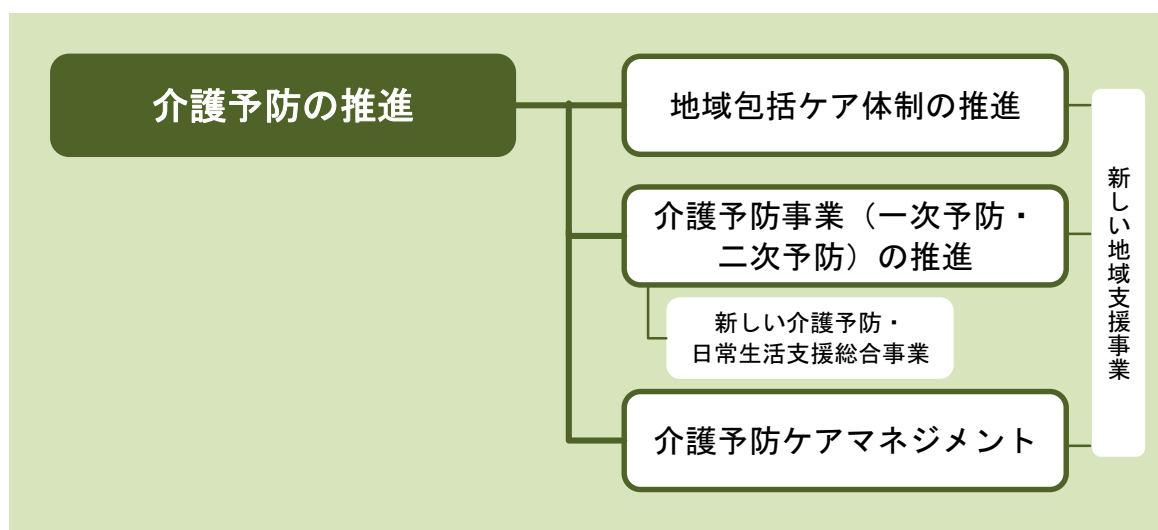
地域で活動する、高齢者相互のコミュニケーション活動、健康づくり活動など高齢者の受け皿である高齢者クラブ等の育成を図り、活動への支援に努めます。

## ○主な施策

主な事業名	事業の内容	H29目標
見守り安心ネットワーク事業	民生児童委員を中心に隣家などの協力員による、日常生活の中でのさりげない見守りや、日本郵便岡谷支店、新聞販売店の協力、配食サービス事業所等による見守りを行うことで、ひとり暮らし高齢者等の安否確認に努める。	継続実施
災害時要援護者避難支援事業	災害時での避難が困難な高齢者等に、災害時要援護者避難支援の必要性を民生児童委員等の協力を得ながら周知するとともに、地域の中での支援体制を整える。	継続実施
緊急時駆けつけ安心サービス事業	ひとり暮らしの高齢者等で、身体に不安のある方に専用の携帯端末機を貸与し、急病時や緊急時等の要請に応じて、緊急対応員が駆けつける等、迅速かつ適切な対応を図る。また、利用者の健康相談に対し、専属看護師による助言を行う。	拡大実施
日常生活支援用具給付事業	ひとり暮らしの高齢者等に火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付し、日常生活の安全を図る。	継続実施
配食サービス事業	虚弱な高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することで介護予防を図るとともに、配食事業所による安否確認を合わせて行う。	継続実施
成年後見制度学習会の開催、制度の広報、利用支援	制度の理解を広めるためにチラシや講演会等を通じて啓発活動を行う。また、ケアマネジャーなどの専門職層へPRをし、より実践的な立場での対象者へのアプローチを目指す。	継続実施
高齢者クラブの育成・活性化	高齢者の心身の健康維持、社会参加、高齢者相互の友愛活動等を目的とした高齢者クラブの活動を高齢者同士の繋がる場として支援し、会員の拡大・活動活性化を図る。	会員数の拡大

## 基本目標3 予防・改善支援対策の充実

### ●主要施策1 介護予防の推進



### ○施策

#### (1) 地域包括ケア体制の推進

「岡谷市地域包括支援センター」が中心となり、諏訪広域連合とも連携し、地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します。（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化などの包括的支援事業）

#### (2) 介護予防事業（一次予防、二次予防）の推進

高齢者に、自ら生活機能の維持・向上に努めるよう介護予防の必要性を啓発するとともに、介護予防に関する基本的な知識などを普及啓発します。また、要介護・要支援状態になるおそれの高い虚弱な状態にある高齢者を把握し、介護予防が必要と判断された方等を対象に、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防のための介護予防教室や、訪問による支援を実施します。さらに諏訪広域連合との連携を図りながら、「新しい総合事業」へ移行します。

### (3) 介護予防ケアマネジメント

要支援1・要支援2と判定された方を対象に、重度化の防止・自立支援のため、岡谷市地域包括支援センターが中心となり、個人の心身の状況に応じた適切なケアマネジメントを行い、改善の可能性を評価しながら、本人の選択を基本として介護予防サービスを提供します。諏訪広域連合との連携を図りながら、「新しい総合事業」へ移行します。

介護予防・日常生活支援総合事業<sup>※</sup>については、介護保険の保険者である諏訪広域連合と協議を図ります。

#### ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
総合相談支援事業	高齢者への介護保険サービスをはじめとしたサービスに関する情報提供や、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援を行う。高齢者の生活実態の把握や、権利擁護の観点から、関係機関と連携を図り総合的に支援等を行う。相談内容の集計・分析により、地域包括ケアシステムの推進に向けた活用を図る。 「高齢者の暮らしと財産を守る相談日」を設け、毎月1回開催するとともに、相談者が相談時間の有効活用ができる相談シート等の作成を行う。	継続実施
介護予防体験教室	運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの介護予防を実際に体験する教室を開催し、地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行う。諏訪広域連合との連携を図りながら、「新しい総合事業」へ移行する。	継続実施
地域型介護予防教室	介護予防の知識の普及啓発と、地域のリーダーとなる人材の育成を図る。地域リーダーとしての意識向上のため、地区毎の開催方式から、参加希望者を市内の一か所に集めての開催方式へ変更する。	修正実施
介護予防広報啓発事業	介護予防についての必要性や理解を深めるために、講演会の開催、広報やチラシ等による啓発を積極的に行う。	継続実施

<sup>※</sup>介護予防・日常生活支援総合事業：要支援者・二次予防事業対象者に、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供するサービス。



主な事業名	事業の内容	H29目標
予防事業対象者把握事業	二次予防事業対象者に実施する介護予防事業につなげるため、要介護・要支援者を除くすべての高齢者を対象に、日常生活で必要となる機能の確認、評価を行う。諏訪広域連合との連携を図りながら、「新しい総合事業」へ移行する。	継続実施
介護予防事業（通所型）	運動器の機能向上を中心として、栄養改善や口腔機能向上を取り入れた総合的な教室や、口腔機能向上、認知症予防に特化した介護予防教室を行う。諏訪広域連合との連携を図りながら、「新しい総合事業」へ移行する。	継続実施
介護予防事業（訪問型）	通所型の介護予防事業に適さない（閉じこもり、認知症、うつ等）高齢者の自宅を訪問し、その生活機能に関する問題を把握し必要な相談、支援を行う。諏訪広域連合との連携を図りながら、「新しい総合事業」へ移行する。	継続実施
介護予防ケアマネジメント事業	65歳以上の要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者に対し、自立支援、重度化予防に向け個々に応じたサービス提供に努めるとともに、サービス担当者会議等を通じ介護支援専門員やサービス事業者と連携を図り、介護保険サービスの質を高める。生活機能の低下防止に努めることの大切さを様々な機会を通じ啓発する。	継続実施
指定介護予防支援事業	介護認定結果により要支援1・要支援2と判定された認定者に対して、重度化防止を目的に課題分析、ケアプランの作成、予防給付の提供を行うとともに、改善の可能性を見極め、評価しながら支援する。	継続実施

## ●主要施策 2 家庭介護者支援の充実

家庭介護者支援の充実

家族介護者支援の推進

### ○施策

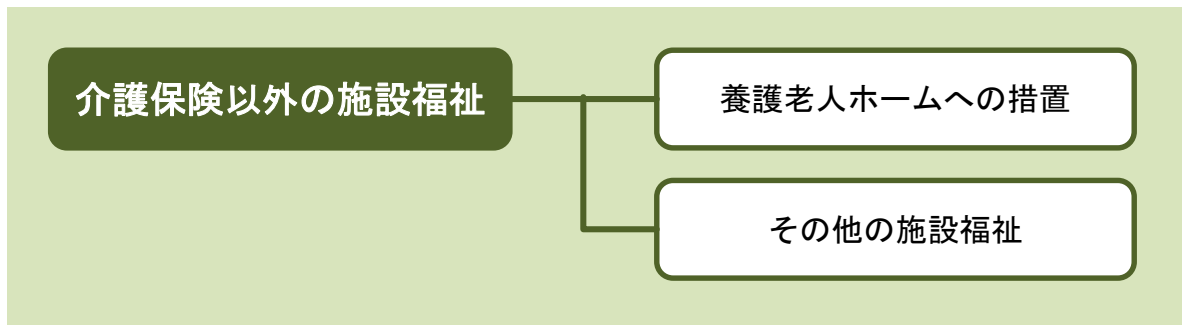
#### (1) 家庭介護者支援の推進

介護が必要となっても、在宅での生活の継続を望む高齢者は多く、介護をする家族の果たす役割がより重要となっているため、その精神的、肉体的な負担を軽減し、在宅での介護を続けることができるよう支援します。

#### ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
いきいき生活支援サービス事業	介護保険で認定された費用限度額では必要なサービスが不足する方等に対して、判定委員会を設け検討を行い、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、住宅改修、緊急宿泊のサービスを提供する。	継続実施
家庭介護者介護用品購入費支給事業	市民税非課税者で要介護3以上の高齢者が在宅で使用する介護用品（紙おむつ・尿取りパッド）の購入費用の一部を支給する。	継続実施
介護者慰労金	要介護3以上の高齢者を在宅で一定期間介護している家族に慰労金を支給する。	継続実施
家庭介護者ケア事業	セミナーや講演会を開催し、家庭介護者の精神的、肉体的負担の軽減を図る。	継続実施

## ●主要施策3 介護保険以外の施設福祉



### ○施策

#### (1) 養護老人ホームへの措置

在宅生活ができない高齢者に安定した居住と生活の場を提供するため、養護老人ホームへの措置を適切に行います。

#### (2) その他の施設福祉

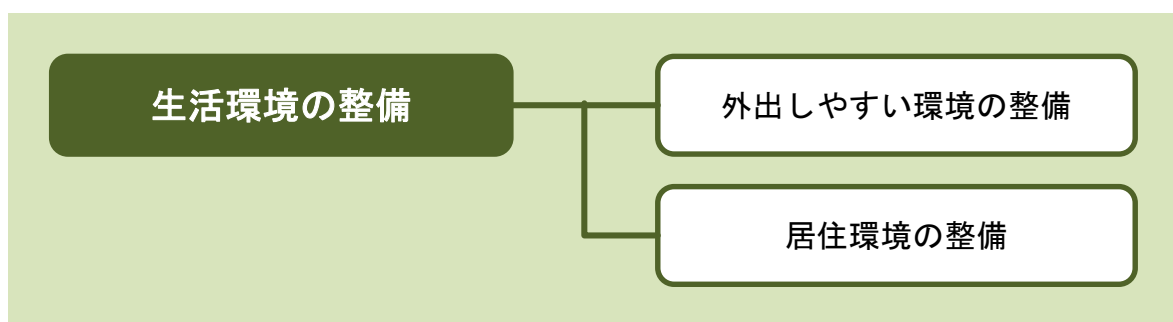
その他、ケアハウス（軽費老人ホーム）や宅老所などの施設福祉の充実を図ります。

### ○主な事業

		施設	平成26年度末見込み	平成29年度目標
福祉施設の充実	1 老人福祉施設 (介護保険対象外サービス)	養護老人ホーム	1 箇所（定員70名）	1 箇所（定員70名）
		ケアハウス	1 箇所（定員32名） ※24名分は介護保険特定施設対象分として利用	1 箇所（定員32名） ※平成29年度までに32名分全て介護保険特定施設対象分として利用予定
	2 宅老所 (小規模ケア施設)		介護保険通所介護施設 22箇所	通所介護の事業内容を類型化し、高齢者のニーズに対応した支援の充実を図る

## 基本目標4 安全・安心のまちづくり

### ●主要施策1 生活環境の整備



### ○施策

#### (1) 外出しやすい環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、道路、公共施設、公共交通機関のバリアフリー化<sup>\*</sup>を促進します。

歩道の段差の解消や歩行者を守る安全な道路を確保するとともに、誰もが利用できるユニバーサルデザインに配慮し、車いすでも利用でき、高齢者や障がい者にもやさしい公共施設の整備を進めます。

また、高齢者の社会参加を促進するため、シルキーバス、諏訪湖周スワンバスの運行や、福祉タクシー等高齢者の移動手段の充実に努めます。

#### (2) 居住環境の整備

高齢者の身体の状態や生活スタイルにあわせた居住環境の整備を進めます。

居住する住宅を改修するにあたり、適切な住宅改修の指導助言を行う住宅改修アドバイザーの相談を周知します。

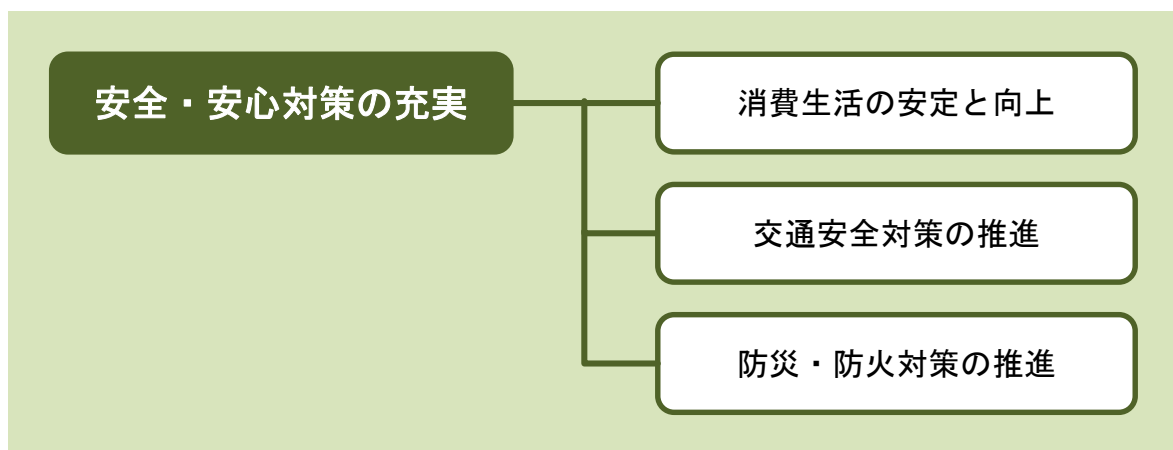
市営住宅については、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人に気配りをしたユニバーサルデザインの市営住宅の整備に努めます。

<sup>\*</sup>バリアフリー：高齢者や障がい者をはじめ誰もが社会生活していく上で支障となる障がい（バリア）を取り除いていくということ。

## ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
道路の整備	国、県等の関係機関と連携を図り、道路の新設・改良等安全で快適な道路環境の整備を進める。また除雪については「岡谷市除雪マニュアル」に基づき、地域や関係団体と連携を図り取り組む。岡谷市橋梁長寿命化修繕計画の推進や現地調査を行い、安全性や効率性を検討しながら、事業内容を精査していく。	継続実施
福祉タクシー運行事業	高齢者や障がい者が、いきいきと生活するために、タクシーによる交通手段を確保し、社会参加の促進を図る。	継続実施
シルキーバス運行事業	市民の買い物や通院等の交通手段の確保、公共施設の利用促進、中心市街地の活性化を促進するため、岡谷市地域公共交通総合連携計画に基づき、利用の動向も踏まえながら、市内に循環バスを運行する。また、利用促進に繋がるPRを行い、若い世代の利用の拡大を図る。	継続実施
住宅改修指導事業	居住する住宅を改修するにあたり、住宅改修アドバイザーによる適切な住宅改修の指導助言を行う。	継続実施
市営住宅の建設	岡谷市営住宅ストック総合活用計画及び長寿命化計画に基づき、ストックの整備を行い居住環境の向上を図る。新築や大規模改修等では、すべての人が安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインによる設計に努める。	継続実施

## ●主要施策 2 安全・安心対策の充実



### ○施策

#### (1) 消費生活の安定と向上

高齢者が振り込め詐欺や訪問販売など悪質商法の消費者トラブルに巻き込まれることを防ぐため、地域や関係機関と連携を図り啓発に努めます。

また、消費者トラブルに巻き込まれた高齢者の問題解決のため、相談体制の充実を図ります。

#### (2) 交通安全対策の推進

交通安全運動の重点事項に「高齢者の交通事故防止」を掲げ、関係機関・団体と連携し、高齢者の交通事故防止啓発を推進します。また、交通安全教育など学習機会の充実を図り、交通安全意識を高めるとともに、市民総参加による交通安全運動の推進を図ります。

#### (3) 防災・防火対策の推進

災害発生時における高齢者を含む要配慮者（要援護者）の安全を確保するため、災害時要援護者避難支援プランにより、区をはじめとする地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備、避難誘導・支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図ります。

あわせて、岡谷市消防団、岡谷市防火協会、自主防災組織、婦人防火クラブなどの外郭団体とも協働して、火災予防と防火思想の普及啓発を推進します。

## ○主な事業

主な事業名	事業の内容	H29目標
悪質商法被害防止	複雑化、多様化する高齢者が狙われやすい悪質商法等の相談に対応するため、専門の消費生活相談員を配置するとともに、関係機関との連携を深めながら、被害防止強化を図る。また、出前講座や講演会等を開催し、周知、啓発を図る。	継続実施
交通安全研修	多発する高齢者の交通事故の防止を図るため、現在実施している高齢者交通安全モデル地区の選定等による、防止対策の推進を図る。	継続実施
防災・防火対策	近年、発生する災害は大規模化・多様化する傾向にあり、市民意識も高まっているため、高齢者をはじめ、地域や団体などへの出前講座や訓練等を通じ、更なる防災・防火意識の高揚を図る。	継続実施
避難行動要支援者個別計画策定事業	緊急時、災害時に援護が必要な方について、庁内での情報共有の検討を行うとともに、地域と連携し、的確な情報の把握と情報の共有化の仕組みづくりに努める。	継続実施

## 基本目標5 介護保険事業の広域運営

介護保険については、保険者である諏訪広域連合と連携し、安定的な運営に努め、介護保険事業を推進します。

### ●主要施策1 介護保険サービス基盤の充実

高齢化の進展とともに需要の増加が予想されるため、住民ニーズを的確に把握し、より広い選択と質の高いサービスが供給できるよう点検・評価をしながら、日常生活圏域ごと民間事業者の参入促進による供給体制の整備を進めます。

また、施設整備については在宅介護重視の基本的な考え方は維持しつつ、効率的な配置を考慮する必要があるため、日常生活圏域よりも広い中学校区を目安として捉え、施設整備状況、特養入所待機者数、住民ニーズ、諏訪広域連合の計画との整合性を図りながら整備を推進します。

### ●主要施策2 介護保険サービスの質の向上

介護保険サービスの適切な提供が求められている中、介護支援専門員の役割が重要となっているため、資質の向上が図られるよう各種研修会を実施・支援します。

また、介護保険サービス事業者に対し、制度に関する情報提供や事業者間の情報交換の場を提供し、より質の高いサービスの促進に努めます。

### ●主要施策3 介護保険制度などの普及・啓発

市民にわかりやすい言葉、工夫をする中で、介護保険制度の内容がわかる冊子やパンフレットを作成するとともに、65歳到達者説明会や出前講座、広報おかや、ホームページ、行政チャンネル（シルキーチャンネル）などあらゆる機会を捉えて、介護保険制度の周知、啓発に努めます。



## 基本目標6 計画の推進

### ●主要施策1 市民との協働・関係団体との連携強化

あらゆる市民が参画し、地域の特性を生かした福祉の輪を広げるために、市民、団体、事業者、ボランティア、NPOなどに理解と協力を求め、本計画を推進します。また、地域福祉推進の中核的な役割を担っている岡谷市社会福祉協議会と連携を図り、地域の中で福祉コミュニティ活動を推進している区、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、各種団体、ボランティア、NPO法人などを支援するとともに、これらの団体などで組織する「地域サポートセンター」の設置を支援し、連携を強化します。

### ●主要施策2 計画的な推進と点検・評価

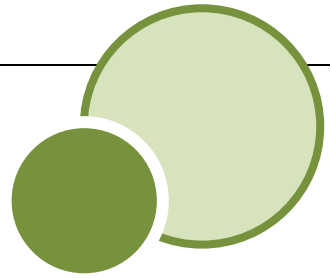
本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、市民の代表や保健・福祉・医療・教育関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の点検・評価を行います。また、行政評価システムにより施策ごとの成果や優先度を見極め、事務事業の改善、見直しを行います。

### ●主要施策3 男女共同参画の推進

「家事や介護は女性が行うもの」という固定的な役割分担意識を解消し、性別にかかわらず、地域活動、介護などあらゆる分野において、男女が共同して参画できる意識の啓発に努めます。また、「男女共同参画おこやプラン」に基づき、行政、地域、福祉関係団体等の連携を図り、家庭や地域における健康づくりや子育て支援、高齢者、障がい者の自立支援、ボランティア等福祉活動への参加促進など、男女共同参画の推進による地域福祉力の向上を図ります。

# 第5章 介護保険事業

※「諏訪広域連合 第6期介護保険事業計画」より



## 1. 計画策定にあたって

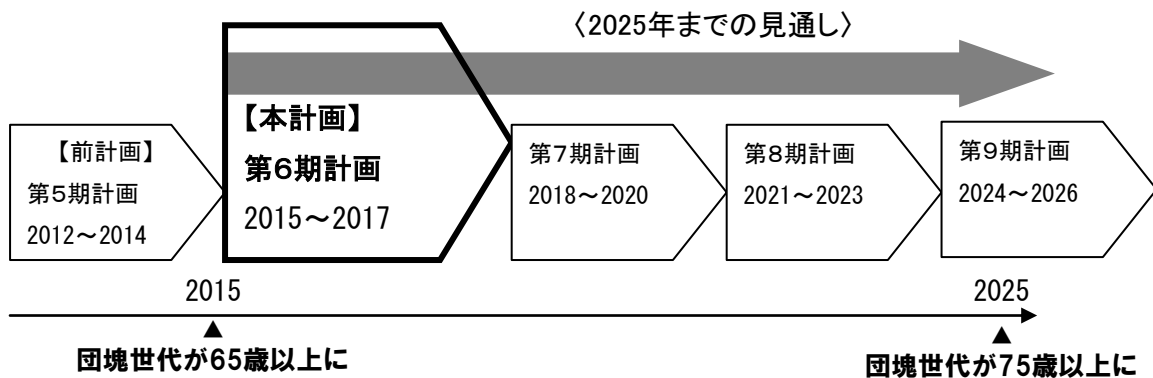
### ■計画策定の趣旨

第6期計画は、2025年（平成37年）の超高齢社会像を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをもう一步進めるための計画と位置づけられ、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度の大きな改正がなされており、事業者等と連携しながら、この改正への円滑な対応を図る必要があります。

社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりと介護保険事業の適正な運営を推進するため、第5期介護保険事業計画の見直しを行い、新たに第6期介護保険事業計画を策定するものです。

### ■計画期間

計画の期間は、介護保険法に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間となります。



## ■基本理念

### (1) 高齢者の自立支援

高齢者自身が自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限生かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。

### (2) 尊厳の保持と権利擁護

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、すべての高齢者の尊厳と権利が守られるための体制の強化を図ります。

### (3) 利用者本位のサービス提供

利用者が安心してサービス提供を受けることができるよう、サービスを必要とする人が希望するサービスを適切に選択できるための体制の充実とサービス水準の確保・向上を図ります。

### (4) 地域による支えあいの支援

2025年における超高齢社会を見据え、高齢者自身も支える側として活動しつつ、地域全体で見守り、支えあう体制づくりを支援します。

## ■介護保険制度の改正について

第6期の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方とし、サービスの充実及び重点化・効率化と費用負担の公平化の視点から改正の方向性が示されています。主な改正点は以下のとおりです。

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

以下の4点にかかる事業が包括的支援事業に位置づけられ、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みを制度的、財政的な観点から支援することとしています。

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービス体制の整備

## **(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業**

予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業へ移行し、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されます。この見直しにより、既存の介護サービス事業者に加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することとしています。

## **(3) 特別養護老人ホームの重点化**

特別養護老人ホームの新規入所者について、原則、要介護3以上に限定されます。なお、既に入所中の要介護1・2の方については、そのまま入所継続が可能であり、要介護1・2であっても、認知症等により常時の介護の必要性が認められる場合や独居等により家族等による十分なサポートが期待できず、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的入所が可能となっています。

## **(4) 費用負担の公平化**

低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、保険料上昇をできるだけ抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

- ① 低所得者の1号保険料の軽減強化
- ② 一定所得以上の利用者負担の見直し
- ③ 補足給付の見直し

## **(5) その他の制度改正**

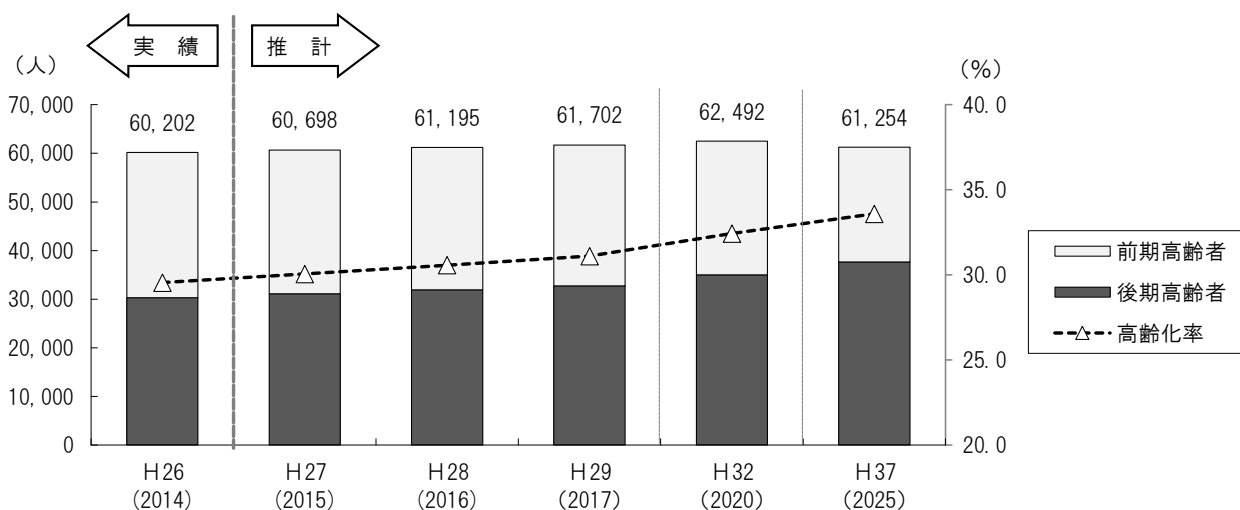
- ① サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
- ② 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲
- ③ 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行

## 2. 高齢者人口の推計

高齢者人口について、平成21年10月及び平成26年10月の住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法により推計すると、第6期計画期間の最終年度となる平成29年度には、高齢者数が61,702人になり、平成26年と比べると1,500人増加すると推計されます。平成32年ごろまで増加し、その後減少に転じると予想されます。

高齢化率は、平成26年の29.5%から平成29年には31.1%、平成37年には33.6%になると予想されます。

平成37年ごろには、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者数が増えることが予想されます。

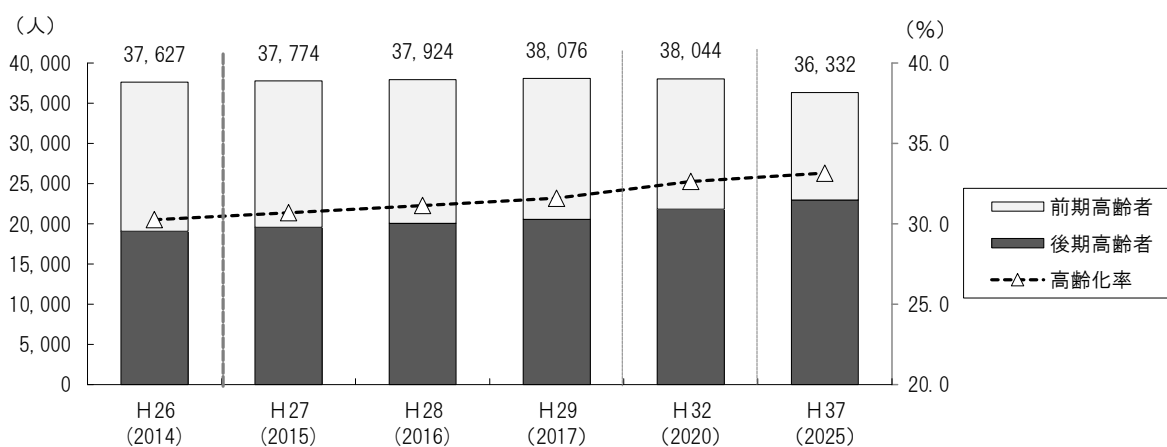


	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)	増減 (H26-H37)
人口	203,769	201,967	200,163	198,363	192,706	182,364	▲ 21,405
高齢者	60,202	60,698	61,195	61,702	62,492	61,254	▲ 1,052
前期高齢者	29,893	29,586	29,276	28,970	27,508	23,601	▲ 6,292
後期高齢者	30,309	31,112	31,919	32,732	34,984	37,653	▲ 7,344
高齢化率	29.5	30.1	30.6	31.1	32.4	33.6	4.0

第6期計画期間

## 【湖周】

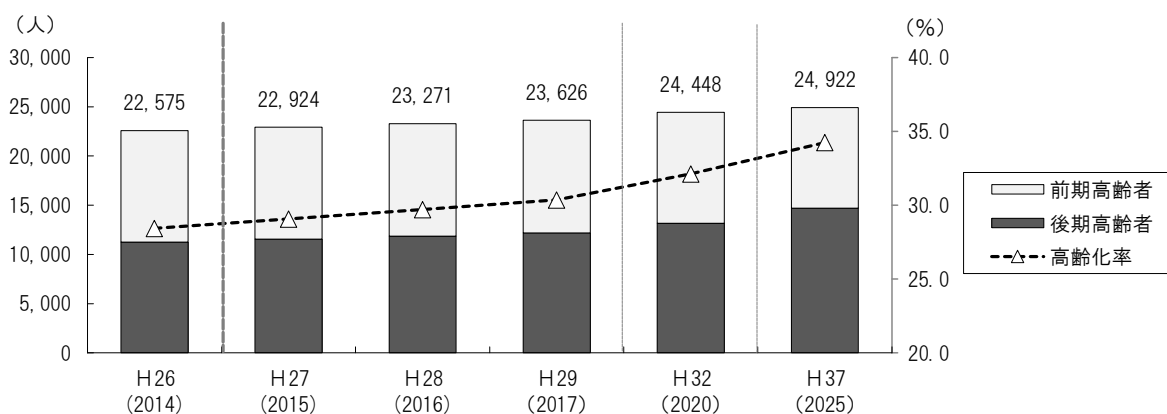
湖周（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）では、今後、前期高齢者数が減少する一方、後期高齢者数が大きく増加すると予想されます。



	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)	増減 (H26-H37)
人口	124,373	123,093	121,811	120,533	116,583	109,588	▲ 14,785
高齢者	37,627	37,774	37,924	38,076	38,044	36,332	▲ 1,295
前期高齢者	18,561	18,218	17,875	17,533	16,217	13,374	▲ 5,187
後期高齢者	19,066	19,556	20,049	20,543	21,827	22,958	▲ 3,892
高齢化率	30.3	30.7	31.1	31.6	32.6	33.2	2.9

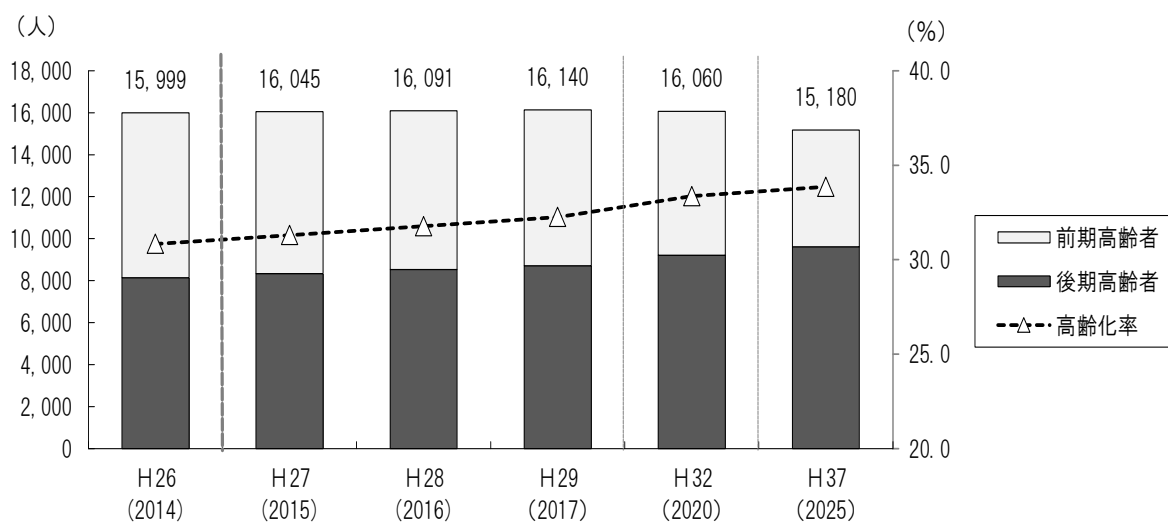
## 【岳麓】

岳麓（茅野市、富士見町、原村）では、前期高齢者が平成29年度ごろまで、後期高齢者は平成37年まで増加し、高齢化率が急激に上昇すると予想されます。



	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)	増減 (H26-H37)
人口	79,396	78,874	78,352	77,830	76,123	72,776	▲ 6,620
高齢者	22,575	22,924	23,271	23,626	24,448	24,922	▲ 2,347
前期高齢者	11,332	11,368	11,401	11,437	11,291	10,227	▲ 1,105
後期高齢者	11,243	11,556	11,870	12,189	13,157	14,695	▲ 3,452
高齢化率	28.4	29.1	29.7	30.4	32.1	34.2	5.8

## 【岡谷市】

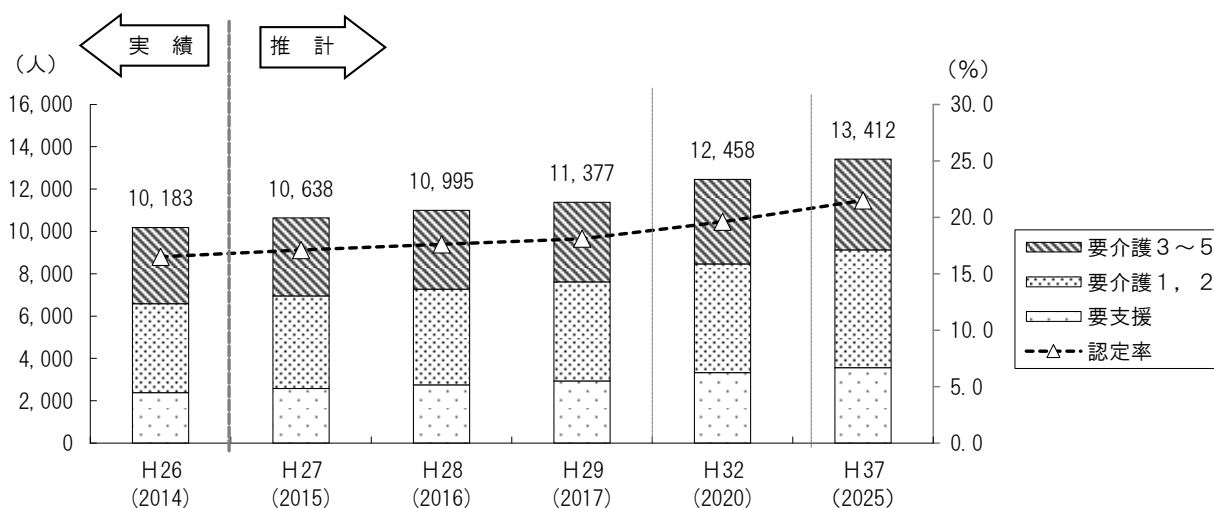


	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)	増減 (H26-H37)
人口	51,882	51,265	50,648	50,035	48,143	44,836	▲ 7,046
高齢者	15,999	16,045	16,091	16,140	16,060	15,180	▲ 819
前期高齢者	7,850	7,707	7,563	7,421	6,851	5,569	▲ 2,281
後期高齢者	8,149	8,338	8,528	8,719	9,209	9,611	1,462
高齢化率	30.8	31.3	31.8	32.3	33.4	33.9	3.0

### 3. 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数について、平成24年から平成26年の性別・年齢別・要介護度別認定率の伸びを勘案して計画期間の認定率を設定し、将来推計人口算出すると、第6期の計画期間の最終年度となる平成29年度には、平成26年度から約1,200人増加し、11,377人になると推計されます。その後も認定率の高い後期高齢者の増加等により、認定率及び認定者数が増加し、平成37年度には認定者数13,412人、認定率21.5%になると予想されます。

■要支援・要介護認定者数の推計（諏訪広域全体）



	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)	増減 (H26-H37)
要支援 1	1,154	1,281	1,396	1,521	1,730	1,837	683
要支援 2	1,228	1,298	1,357	1,421	1,599	1,727	499
要介護 1	2,409	2,535	2,644	2,757	3,048	3,262	853
要介護 2	1,790	1,843	1,880	1,914	2,084	2,301	511
要介護 3	1,288	1,334	1,369	1,410	1,564	1,709	421
要介護 4	1,178	1,187	1,184	1,183	1,255	1,342	164
要介護 5	1,136	1,160	1,165	1,171	1,178	1,234	98
合計	10,183	10,638	10,995	11,377	12,458	13,412	3,229
認定率	16.5	17.1	17.6	18.1	19.6	21.5	5.0

第6期計画期間

※2号被保険者含む。  
※各年9月末時点の推計値。



## 4. 地域包括ケア体制の充実

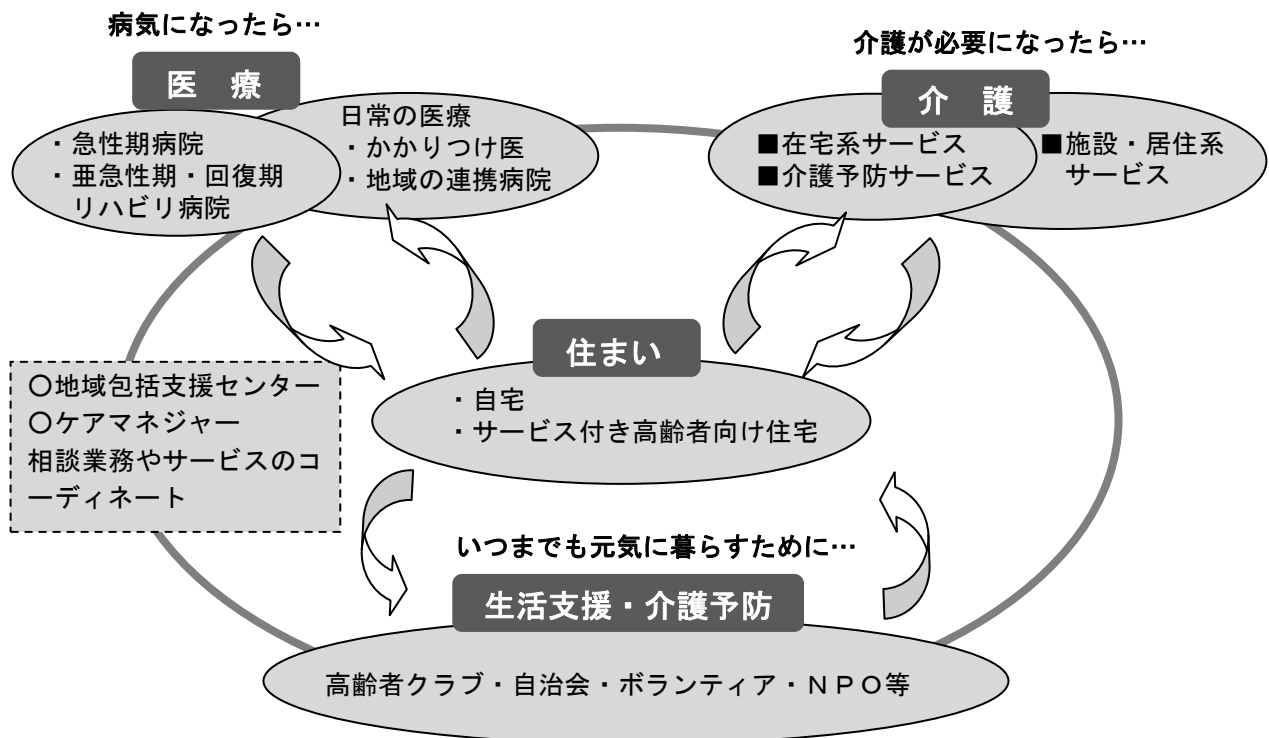
### ■地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護や支援が必要になっても、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制が求められています。

諏訪広域圏においても、平成37年には高齢化率が33.6%と3人に1人以上が高齢者となり、高齢者の6割が後期高齢者となると推計されています。さらに、それらは広域圏を構成する市町村ごとにも進行度合いが異なっていることから、地域の実情に応じて日常生活圏域ごとにケアシステムを構築していく必要があります。

第6期から「新しい総合事業」をはじめ、認知症対策や在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議が地域支援事業に位置づけられており、地域包括支援センターを中心に、サービス提供事業者や関係機関・関係団体と連携し、専門的な支援体制の強化と多様な主体によるきめ細かなサービスが提供される体制づくりを推進します。

### ■地域包括ケアシステムの姿



## ■地域包括支援センターの運営支援

広域連合では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの運営支援を行います。特に、第6期より新たに包括的支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携や地域ケア会議、認知症施策の推進の円滑な実施・充実に向けた支援及び機能強化を図ります。

- 地域包括支援センターの設置、運営
- 地域包括支援センターの周知及び地域連携に向けた支援
- 地域包括支援センターの機能強化
- 運営協議会の設置
- 各地域包括支援センターとの連携

## ■地域密着型サービスの充実

広域連合には、地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の権限が与えられ、介護報酬も地域の実情に応じた設定ができるようになるサービスもあります。

第6期には新たに「地域密着型通所介護」が創設され、平成28年4月以降、小規模な通所事業所が移行することができます。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる環境づくりに必要であることから、日常生活圏域ごとの整備状況を踏まえながら、適切な整備を進めます。

- 地域密着型サービスの基盤整備
- 介護保険委員会の設置

## ■認知症対策の充実

認知症予防及び早期発見に向けた取り組みを推進するとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう、地域全体で見守り、支えあう環境整備を推進します。また、認知症高齢者を介護する家族・介護者支援の充実に図ります。

- 認知症予防の推進
- 専門的サポート体制の充実
- 認知症ケア拠点の整備
- 若年性認知症の対応
- 地域全体で見守る体制づくり
- 権利擁護の推進
- 認知症ケアパスの作成

## ■地域包括ケアの推進

「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、高齢者一人ひとりの状態を把握しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備に努めます。

- 医療との連携強化
- 多様なサービス提供主体の確
- 安心して暮らせる住まいの確保

## 5. 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

### ■介護保険サービス基盤の充実

諏訪広域圏の住民ニーズを的確に把握し、より広い選択と質の高いサービスが供給できるよう引き続き点検・評価しながら民間事業者の参入促進による供給体制の整備を進めます。

施設整備を行う場合は、諏訪広域圏内の地域バランスを考慮し、湖周地域（岡谷市・諏訪市・下諏訪町）と岳麓地域（茅野市・富士見町・原村）で高齢者人口比に応じ、均衡がとれるようにします。

- サービス基盤の整備
- サービスの質の向上
- 介護従事者の確保と育成
- 事業者相互間の連携の確保

## 《施設整備の考え方》

特養待機者（H26. 8月現在：829人）と高齢者等実態調査の施設入所希望者から、要介護度や所在（在宅、老健、病院等）、世帯の状況（ひとり暮らし、高齢者だけの世帯など）、年金受給額などの状況に基づき、緊急性や個々に適した施設などを考慮したうえで必要整備数を見込むこととし、更に、高齢者人口がピークを迎える平成37年を視野に、計画的な整備を進めます。

特に介護老人福祉施設の施設形態については、第4期から第5期事業計画期間において、プライバシーの確保や家族も訪問しやすいなどのメリットがあり、実態調査の結果からもニーズが高い個室ユニット型施設の重点整備を行ってきましたが、国の目標値（全特養定員数に対する個室ユニット型の占める割合を70%とする。）にはほぼ達し、利用ニーズに十分に対応できることが見込まれることから、今後は、多床室型とのバランス（個室ユニット70%、多床室30%）の維持に配慮した整備を行います。

また、低所得者への対応として、入所希望者の実情を的確に把握し、現行の利用料軽減策を講じても個室ユニット型を利用できない場合は、軽減策の見直しを行うことも必要と考えます。

■第6期介護保険事業計画 介護保険施設等整備予定一覧表

（定員数：人）

	第5期計画まで （～平成26年度）	第6期計画 （平成27年度～平成29年度）	
		第6期整備分	第6期末累計
1 介護老人福祉施設（特養）	1,081	170	1,251
2 介護老人保健施設（転換型老健を含む）	924	-	924
3 介護療養型医療施設	127	-	127
4 認知症対応型共同生活介護	360	-	360
5 特定施設入居者生活介護（混合型）	687	62	749
合計	3,179	232	3,411

## ■要介護認定等

認定調査員の確保及び資質向上と要介護度の審査判定の均質化を図るため、各種研修の開催及び県主催の研修等への参加を働きかけます。また、認定事務の効率化に努め、特に末期がんの方の迅速な認定に努めます。

○訪問調査

○介護認定審査会

○要介護認定の迅速化

## ■適切なサービス利用の促進

できる限りわかりやすい表現に努めつつ、広報誌やホームページ等を活用しつつ、広報活動の充実を図ります。特に、施設サービスについては、制度改正の趣旨を踏まえ、改正点の周知と理解を図るとともに、利用料の軽減策や特養の入所順、計画的な施設整備などを重点的に周知することに努めます。

また、介護サービス計画の作成支援、低所得者への対応等を行い、必要なサービスの適切な利用を促進します。

○広報活動の充実

○介護サービス計画の作成支援

○サービス情報の提供

○低所得者への対応

## ■相談体制・苦情対応の充実

地域包括支援センターや構成市町村の窓口、介護相談員等による相談体制の充実を図ります。また、県や国民健康保険団体連合会など関係機関との連携を図り、円滑に苦情処理を行うための体制整備を推進していくとともに、全県・全国の相談窓口やサービス事業者などに寄せられる苦情の事例の収集・蓄積や利用者アンケートの実施・分析を行い、サービスの質の向上につなげるように努めていきます。

○相談窓口の充実

○苦情対応体制の充実

## ■適正な事業運営の推進

窓口業務や正確かつ迅速な事務処理、ケアプランの点検、介護保険料の収納率向上等において、常に構成市町村との緊密な協議と連携を図ります。また、介護給付費準備基金を繰入れることにより、可能な限り保険料上昇を抑制するとともに、制度改正の趣旨を踏まえ、多段階化及び調整率の見直しを行います。

- 構成市町村との協力
- 事務処理の効率化
- 介護費用等の適正化
- 介護保険料上昇等への対応
- 介護保険料の収納率向上
- 住民参加による推進体制の充実

## 6. 地域支援事業の推進

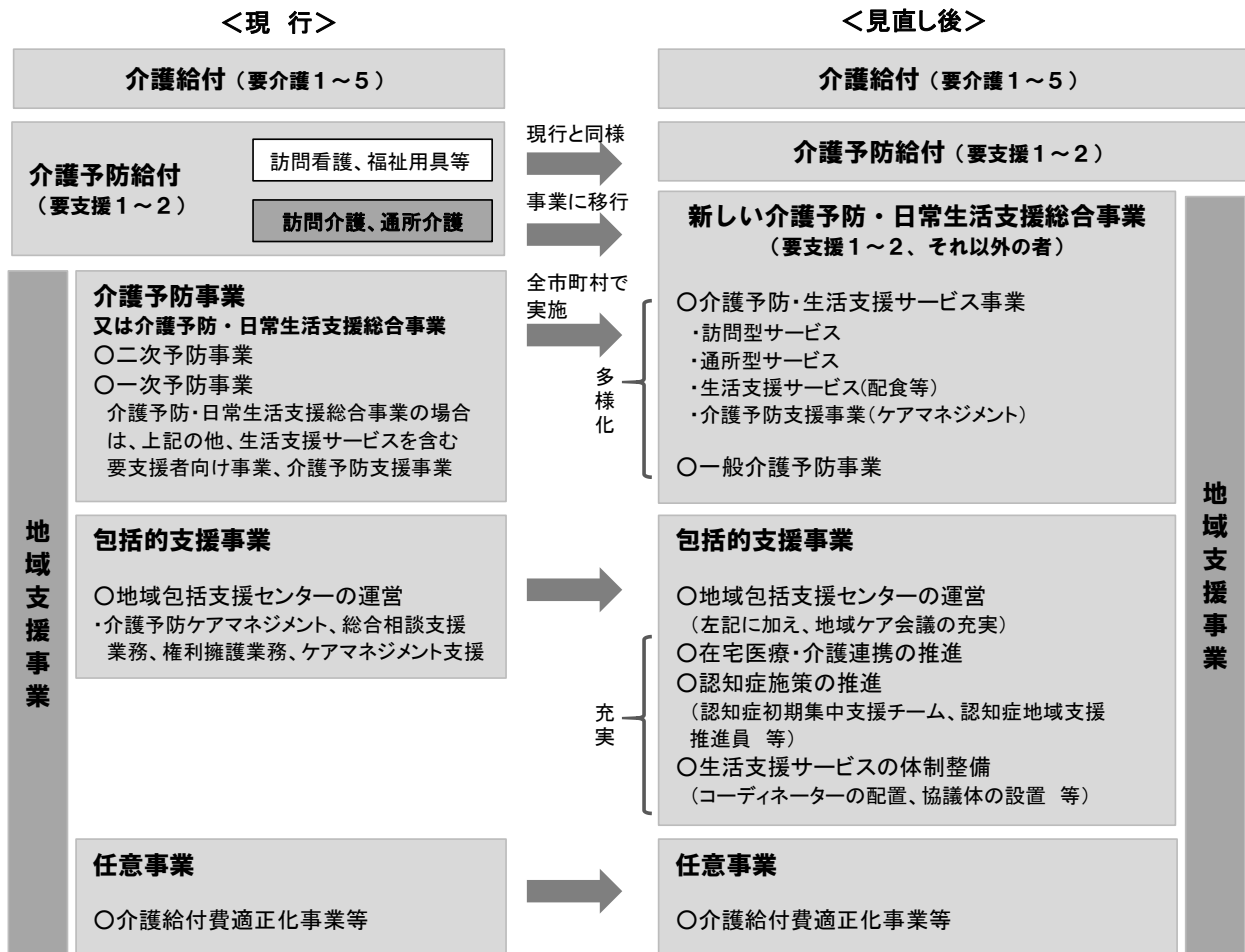
### ■介護予防・日常生活支援総合事業

2025年（平成37年）に向けた地域包括ケアシステムの実現に向け、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とした新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）が創設されました。

平成29年4月までにすべての市町村で実施することが義務付けられており、本圏域においても、高齢者の生活支援ニーズを把握しながら、サービス提供の担い手を確保し、円滑な移行と制度の充実を図ります。

事業は、広域連合と各市町村との委託契約によって実施します。具体的な事業メニューは、市町村の従来からの取り組み状況や地域性・独自性を尊重し、市町村の判断で取り組み事業を選択し対応します。

## ■制度改正後の介護保険サービスの枠組み（新しい総合事業の構成）



### 《実施方針》

#### ① 新しい総合事業への円滑な移行

要支援者等のニーズに応じた効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し、関係機関と連携を図りながら、現行予防給付サービスの円滑な移行を図るとともに、多様なサービスの提供体制の確保に向けて準備期間を設け、平成29年4月までに新しい総合事業への移行することとします。なお、既に給付によるサービスを利用している方は、認定期間中は予防給付とし、期間終了後は総合事業に移行するなど、要支援者等や地域の実情に応じて段階的に総合事業への移行を推進します。

#### ② 住民及び事業者等への周知

住民や事業者等に対し、さまざまな機会を通じて総合事業の目的、制度やサービス内容、サービスメニュー、手続方法及び利用者負担等について周知するとともに、パンフレット等を活用し、被保険者やその家族などにわかりやすく説明し周知を図ります。特に現在予防給付サービスを利用している要支援認定者に対する十分な説明機会を確保します。

### ③ サービス提供体制の確保

従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を提供しているサービス提供事業所については、地域支援事業への参入意向を踏まえつつ「みなし指定」を進め、専門的なサービスの提供体制を確保します。また、NPO法人やボランティア団体、地域住民等が行う支援活動の状況を把握しつつ、地域包括ケアネットワークへの参画を促すなど連携した取り組みを推進していく中で、それぞれの地域の実情に応じて主体的かつ効果的な支援が行われる体制づくりに努めます。

## ■包括的支援事業

岡谷市、諏訪市、茅野市では、広域連合との委託契約によって事業を実施します。

下諏訪町、富士見町、原村では、法人等に委託することから、事業実施にあたり、町村が全面的に関与し、責任を持つことを前提に、広域連合と法人等との委託契約によって事業を実施します。

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 地域ケア会議
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

## ＜第6期より包括的支援事業に位置づけられた事業について＞

### ① 地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別ケースの課題解決に向けた会議を開催します。

広域連合は、各センターでの個別会議の積み重ねにより得た最適な手法の共有や地域課題の検討、単独市町村では解決に至らない課題への対応に向けた地域ケア会議を開催することとします。

### ② 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供につなげるため、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことができるよう、地域の関係機関の連携体制の構築を図るものです。

平成27年度から地域支援事業に位置づけられ、平成30年4月までにはすべての市町村で実施することとされており、本広域においても、平成30年4月までに実施します。



### ③ 認知症施策の推進

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により、認知症になっても生活できる地域の実現を目指すもので、平成27年度から包括的支援事業に位置づけられ、平成30年4月までにはすべての市町村で実施することとされています。本広域においても平成27年4月から順次実施します。

#### ○認知症初期集中支援チームの設置

認知症専門医をはじめ、地域の医師会や病院等と連携・協力し、認知症施策の方向性を共有しながら、初期集中支援チームの設置に努め、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援の充実を図ります。

#### ○認知症地域支援推進員の配置

地域における認知症高齢者支援の中核的な役割を担う人材の確保に努め、認知症の人やその家族を地域で支える環境整備を進めます。

### ④ 生活支援サービスの体制整備

コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実の実現を目指すもので、平成27年度から地域支援事業に位置づけられ、平成30年4月までにはすべての市町村で実施することとされており、本広域においても平成28年4月から順次実施します。

#### ○生活支援コーディネート機能の創出

社会福祉協議会と連携し、既存の活動を活用しながら、コーディネーター機能の創出及びコーディネーターの確保に努めます。

#### ○協議体の設置

市町村が主体となり、生活支援コーディネーター及びサービス提供主体等が参画し、生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けた情報共有と連携・協働による資源開発等を推進します。

### ■任意事業

広域連合が実施主体となり、各市町村と連携を図りながら、介護給付等費用適正化事業を実施します。このほかに、高齢者を介護する家族の支援を目的とした事業などがありますが、市町村の従来からの取り組みや地域性、独自性などを活かし、地域の実情に応じたメニューを実施していきます。

## 7. 介護保険給付費の推計

### ■総給付費

平成24年度から平成26年度までの給付実績を基にサービス利用単位（1回、1日、1人）の給付費を設定し、前項で推計したサービス見込量を乗じ、さらに介護報酬の改定等を勘案して算出しています。

【単位：千円】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成37年度
介護給付	15,500,371	16,080,282	16,705,887	48,286,540	20,365,255
居宅サービス	7,450,032	6,369,616	6,605,758	20,425,406	8,211,489
地域密着サービス	2,369,549	4,040,851	4,325,870	10,736,270	5,425,667
施設サービス	5,680,790	5,669,815	5,774,259	17,124,864	6,728,099
予防給付	719,276	762,417	624,714	2,106,407	510,644
居宅サービス	686,051	560,154	494,816	1,741,021	460,947
地域密着サービス	33,225	202,263	129,898	365,386	49,697
総給付費	16,219,647	16,842,699	17,330,601	50,392,947	20,875,899

### ■標準給付費

標準給付費は、「総給付費」に「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」及び「算定対象審査支払手数料」を加えた額となります。

【単位：千円】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成37年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	16,140,987	16,718,760	17,202,950	50,062,697	20,720,091
特定入所者介護サービス費等給付額	602,140	566,083	576,586	1,744,809	998,205
高額介護サービス費等給付額	266,878	282,808	298,738	848,424	426,178
高額医療合算介護サービス費等給付額	29,791	30,175	30,559	90,525	33,630
算定対象審査支払手数料	13,663	13,716	13,761	41,140	14,379
標準給付費見込額	17,053,459	17,611,542	18,122,594	52,787,595	22,192,483

## ■地域支援事業費

地域支援事業費は、平成27年度及び平成28年度については、標準給付費から審査支払手数料を除いた額の3%以内で見込んでいます。平成29年度は、包括的支援事業・任意事業は前年度の上限（標準給付費から審査支払手数料を除いた額の2%以内）に高齢者の伸び率を乗じて見込み、介護予防・日常生活支援事業は前年度実績に予防給付（訪問・通所・介護予防支援）を加え、後期高齢者人口の伸び率を乗じて算出した値から、当該年度の予防給付（訪問・通所・介護予防支援）を引いた額を見込んでいます。

さらに、第6期から新たに包括的支援事業に位置づけられた地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備にかかる事業費について、事業内容を踏まえて上記とは別枠で見込み、包括的支援事業費に加算しています。

【単位：千円】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成37年度
地域支援事業費	516,979	555,135	815,195	1,887,309	875,397
介護予防・生活支援事業	230,037	237,571	419,540	887,148	482,614
包括的支援事業・任意事業	286,942	317,564	395,655	1,000,161	392,783

## ■基金繰入

介護給付費準備基金に積み立てられた剰余金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方となっています。

平成26年度末時点の残高が381,000,000円になると見込まれており、介護保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金から80,000,000を取り崩し、歳入に繰り入れることとします。

準備基金残高（平成26年度末時点）	381,000,000円
準備基金取崩額（平成27～29年度合計）	80,000,000円

## ■（参考）第1号被保険者の保険料額

所得段階	所得段階区分の内訳		調整率	保険料額		（参考）公費負担による保険料率軽減後の調整率			
				年額	月額	H27	H28	H29	
第1段階	本人非課税	生活保護費受給者等	0.45	28,890円	2,408円	0.40	0.40	0.30	
第2段階		80万円以下							
第3段階		80万円超120万円以下							
第4段階	本人非課税	120万円超	0.70	44,940円	3,745円	0.70	0.70	0.65	
第5段階 （基準額）		80万円以下	0.90	57,780円	4,815円	0.90	0.90	0.90	
第6段階	本人課税	世帯課税 前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計	80万円超	1.00	64,200円	5,350円	1.00	1.00	1.00
第7段階			80万円未満	1.05	67,410円	5,617円	1.05	1.05	1.05
第8段階			80万円以上125万円未満	1.10	70,620円	5,885円	1.10	1.10	1.10
第9段階			125万円以上200万円未満	1.35	86,670円	7,222円	1.35	1.35	1.35
第10段階			200万円以上300万円未満	1.60	102,720円	8,560円	1.60	1.60	1.60
第11段階			300万円以上400万円未満	1.70	109,140円	9,095円	1.70	1.70	1.70
第12段階			400万円以上600万円未満	1.90	121,980円	10,165円	1.90	1.90	1.90
第13段階			600万円以上1000万円未満	2.05	131,610円	10,967円	2.05	2.05	2.05
第14段階	1000万円以上1500万円未満	2.20	141,240円	11,770円	2.20	2.20	2.20		
		1500万円以上	2.35	150,870円	12,572円	2.35	2.35	2.35	

※第1段階から第3段階については、別枠公費負担による軽減措置がなされます。軽減措置後の保険料は、以下のとおりです。

※平成29年度における軽減措置後の調整率及び保険料額は、計画策定時での予定です。

## ■別枠公費負担による保険料額の軽減

所得段階	平成27・28年度		平成29年度	
	年額	月額	年額	月額
第1段階	25,680円	2,140円	19,260円	1,605円
第2段階	41,730円	3,477円	32,100円	2,675円
第3段階	44,940円	3,745円	41,730円	3,477円

## ○平成25～26年度 岡谷市の福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成25年 7月30日	平成25年度第1回岡谷市地域福祉支援会議 第1回地域福祉計画部会・第1回岡谷市高齢者福祉計画部会 第1回障がい者福祉計画部会・第1回児童育成計画部会
10月24日	第2回障がい者福祉計画部会
12月2日	市民アンケート調査回収（発送11月1日） 1 地域福祉計画関係 420人／1,000人（42.0%） 2 高齢者福祉計画関係 609人／1,000人（60.9%） 3 障がい者福祉計画関係 345人／800人（43.1%）
平成26年 3月18日	第2回岡谷市地域福祉支援会議 第2回地域福祉計画部会・第2回岡谷市高齢者福祉計画部会 第3回障がい者福祉計画部会・第2回児童育成計画部会 （児童関連計画の岡谷市子ども・子育て支援審議会への委任を了承）
7月4日	平成26年度第1回岡谷市地域福祉支援会議 委員22名委嘱 第1回地域福祉計画部会・第1回岡谷市高齢者福祉計画部会 第1回障がい者福祉計画部会
7月28日	第2回障がい者福祉計画部会
8月4日	第3回障がい者福祉計画部会
10月31日	第2回地域福祉計画部会
12月8日	第3回地域福祉計画部会
12月11日	第2回高齢者福祉計画部会・第4回障がい者福祉計画部会
12月16日	第2回岡谷市地域福祉支援会議（素案検討） 第3回高齢者福祉計画部会・第5回障がい者福祉計画部会
12月16日	パブリックコメント（～1月9日）
平成27年 1月8日	第6回障がい者福祉計画部会
1月15日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会〔庁内組織〕（素案検討）
1月19日	第3回岡谷市地域福祉支援会議（市長へ計画案・要望書提出）
2月10・13日	岡谷市行政管理委員会〔庁内組織〕（計画決定）
3月5日	岡谷市議会社会委員会へ報告

○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿 (22名)

(任期 平成26年7月4日～平成28年7月3日)

(敬称略・順不同)

会 長 横 内 良 一

副会長 高 野 昭 子

1 保健、福祉及び医療の関係団体の代表 18名

氏 名	所 属 団 体 等	部 会
牛 山 素 吉	岡谷市区長会 副会長 (小尾口区長)	障がい者・地域
横 内 良 一	岡谷市社会福祉協議会 会長	高齢者・地域
山 岡 弘 幸	岡谷市地区社会福祉協議会会長会 会長	障がい者・地域
高 野 昭 子	岡谷市民生児童委員協議会 副会長	高齢者・地域
鮎 澤 昭 吉	岡谷市高齢者クラブ連合会 会長	高齢者・地域
花 岡 秋 美	岡谷市連合婦人会 副会長	高齢者
伊 藤 和 好	岡谷市連合壮年会 顧問	高齢者
山 田 雄 三	岡谷市医師会 副会長	高齢者
林 潤太郎	岡谷下諏訪歯科医師会地域保健部 担当理事	障がい者
鮎 澤 きよみ	岡谷市保健委員連合会 会長	高齢者
川 口 弘 志	岡谷BBS会 副会長	障がい者
竹 松 正 光	岡谷市手をつなぐ親の会 副会長	障がい者
古 川 ますみ	岡谷市身体障害者福祉協会 会計	障がい者
松 浦 盛 明	ひだまりの家 所長	障がい者
林 英 作	岡谷商工会議所青年部 総務委員長	障がい者
鈴 木 多 畿	おかやボランティア連絡協議会 副会長	障がい者
笠 原 亥一郎	諏訪広域連合介護保険委員会 委員	高齢者・地域
金 原 満 子		高齢者

2 識見を有する者 3名

平 山 二 郎	岡谷市病院事業管理者 (岡谷市民病院 院長)	高齢者・地域
井 口 光 世	医療法人研成会 理事長	高齢者・地域
中 村 修	エコファおかや 事業所長	障がい者・地域

3 一般公募 1名

笠 原 重 一	一般公募	高齢者・地域
---------	------	--------

高 齢 者 : 高齢者福祉計画部会

障がい者 : 障がい者福祉計画部会

地 域 : 地域福祉計画部会

## 第 7 次岡谷市高齢者福祉計画

---

■発行日／平成 27 年 3 月

■発行／岡 谷 市

■編集／岡谷市健康福祉部介護福祉課

---